

平成30年第3回防府市議会定例会会議録（その5）

○平成30年9月11日（火曜日）

○議事日程

平成30年9月11日（火曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（25名）

1 番	吉 村 祐太郎 君	2 番	藤 村 こずえ 君
3 番	宇多村 史 朗 君	4 番	河 村 孝 君
5 番	清 水 力 志 君	6 番	山 田 耕 治 君
7 番	三 原 昭 治 君	8 番	山 本 久 江 君
9 番	高 砂 朋 子 君	10 番	橋 本 龍太郎 君
11 番	牛 見 航 君	12 番	曾 我 好 則 君
13 番	石 田 卓 成 君	14 番	清 水 浩 司 君
15 番	田 中 敏 靖 君	16 番	和 田 敏 明 君
17 番	久 保 潤 爾 君	18 番	田 中 健 次 君
19 番	今 津 誠 一 君	20 番	行 重 延 昭 君
21 番	上 田 和 夫 君	22 番	河 杉 憲 二 君
23 番	安 村 政 治 君	24 番	山 根 祐 二 君
25 番	松 村 学 君		

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

市	長	池田	豊	君	教	育	長	杉山	一	茂	君																
代表	監	査	委	員	中	村	恭	亮	君	総	務	部	長	末	吉	正	幸	君									
総	務	課	長	松	村	訓	規	君	総	合	政	策	部	長	熊	野	博	之	君								
生	活	環	境	部	長	岸	本	敏	夫	君	生	活	環	境	部	理	事	大	田	稔	君						
健	康	福	祉	部	長	林		慎	一	君	産	業	振	興	部	長	赤	松	英	明	君						
土	木	都	市	建	設	部	長	友	廣	和	幸	君	土	木	都	市	建	設	部	理	事	佐	甲	裕	史	君	
入	札	検	査	室	長	内	田	和	男	君	会	計	管	理	者	吉	富	博	之	君							
農	業	委	員	会	事	務	局	長	内	田	健	彦	君	監	査	委	員	会	事	務	局	長	梶	山	範	雅	君
選	挙	管	理	委	員	会	事	務	局	長	福	江	博	文	君	消	防	長	田	中	洋	君					
教	育	部	長	原	田	み	ゆ	き	君	上	下	水	道	局	長	河	内	政	昭	君							

○事務局職員出席者

議会事務局長 岩田 康裕 君 議会事務局次長 栗原 努 君

午前10時 開議

○議長（松村 学君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（松村 学君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。8番、山本議員、9番、高砂議員、御兩名にお願い申し上げます。

一般質問

○議長（松村 学君） 議事日程につきましては、昨日に引き続き、一般質問でございます。よろしく申し上げます。

これより質問に入ります。最初は、5番、清水力志議員。

〔5番 清水 力志君 登壇〕

○5番（清水 力志君） おはようございます。「日本共産党」の清水力志です。通告に従い、質問させていただきます。執行部の皆様におかれましては、誠意ある回答を何とぞよろしくお願いいたします。

まず、はじめに1つ目の質問、小・中学校の普通教室のエアコン設置について御質問させていただきます。

エアコン設置については、9月5日に行われました一般質問において河村議員が質問さ

れておりました。そこで大変すばらしい御答弁をされていたのを覚えています。私も、7月議会の一般質問で、学校環境衛生基準の一部改正により学校教室の望ましい温度が見直されたことから、市内の小・中学校全ての普通教室にエアコン設置の要望をさせていただきました。

そういった立場上、私からも今回御質問させていただきます。さきの河村議員の質問と重複するところがございますが、御理解のほどよろしく願いいたします。

前回、私が質問したのが7月13日の梅雨明け直後のことで、同時に県内で高温注意報が発令された日でもあります。この私の質問が終わった日から記録的な猛暑日が続き、「やっぱり学校の教室にエアコンは要るよね。子どもたちがかわいそう」と私に話しかけてくれる人も何人かいました。

その後に起きた愛知県豊田市の小学校での熱中症による死亡事故や、保護者からもエアコンの設置の声が上がっていること、またそれに対する政府の動向などは、先日、河村議員が詳しく説明されましたので省略いたしますが、あえてつけ加えるならば、山口県内でも周南市と下関市の市長が教室にエアコン設置を前向きに検討していることが8月23日と24日付の山口新聞の記事で明らかとなりました。山口県内でも山口市に続きエアコン設置に動き出した自治体も出てきております。

以上のことを踏まえて御質問させていただきます。7月議会の一般質問において小・中学校の普通教室へのエアコン設置を要望いたしましたが、調査・検討の段階であり、計画までには至っていないという御回答でした。しかしながら、ことしの夏の記録的な暑さから全国的に要望の声も高まっております。このような背景から防府市はエアコン設置についてどのように考えているのか、いま一度、改めてお伺いいたします。

○議長（松村 学君） 5番、清水力志議員の質問に対する答弁を求めます。教育部長。

○教育部長（原田みゆき君） 小・中学校の普通教室のエアコン設置についての御質問にお答えいたします。

先日、河村議員からの一般質問に対する市長からの答弁と一部重複いたしますが、近年、記録的な猛暑が続き、熱中症などの健康被害が心配される状況にあることから、子どもたちが安全に学校生活を送れるよう早期のエアコンの設置に向けて取り組んでおります。

現在、児童・生徒が学校生活において大半を過ごす普通教室への設置を最優先にと考えており、財政面からの検討をはじめ、設置までのスケジュールなどの検討に入っているところでございます。設置につきましては、一斉に設置することが望ましいところではございますが、多くの台数を設置することになりますので、可能な限り早急に設置できるよう取り組み、できるだけ学校間において不公平が生じないように努めてまいります。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 5番、清水力志議員。

○5番（清水 力志君） ありがとうございます。かなりうれしい回答をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、続いて池田市長にもお伺いいたします。

8月23日付の山口新聞で、周南市長は「エアコン設置は避けて通れない。やりましょう」、さらに24日付の山口新聞では、下関市長が「前向きに検討したい。子どもたちの命を最優先で考える下関でありたい」とエアコン設置を求める声に対して実に前向きなコメントをされております。

そこで池田市長にお伺いしますが、小・中学校のエアコン設置に対してのお考えをいま一度改めてお聞かせください。先ほど御紹介しました下関市長や周南市長よりもすばらしい回答を期待しております。

○議長（松村 学君） 市長。

○市長（池田 豊君） 河村議員にもお答えいたしましたけれども、私は、児童・生徒の教育環境が第一、それ以上に生徒の健康が第一と考え、この猛暑を考えますと一日も早く普通教室全室へのエアコンの設置をすることといたしました。具体的には、先ほど教育部長からもありましたけれども、単年度設置が理想ではありますが、工期的な面もあります。遅くとも2年以内に全普通教室に設置いたします。

○議長（松村 学君） 5番、清水力志議員。

○5番（清水 力志君） ありがとうございます。これ以上、力強い言葉はございません。

それでは、関連しまして学校施設の一つである室内運動場について御質問させていただきます。

近年、気温上昇による熱中症が多発していることから学校環境の改善が求められておりますが、学校施設だけでなく、地震などの災害時には避難場所となる屋内運動場の環境設備の充実も防災面において必要であると考えます。また、地域の中心としての学校施設でもあり、地域の行事も行われるなど、さまざまな役割を果たす屋内運動場にもエアコンの設置が必要だと考えますが、いかがでしょうか。御回答をお願いいたします。

○議長（松村 学君） 教育部長。

○教育部長（原田みゆき君） 屋内運動場へのエアコンの設置についての御質問にお答えいたします。

先ほど御答弁申し上げましたように、まずは児童・生徒が主に学校生活を送る場所であ

る普通教室への設置を最優先にと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 5番、清水力志議員。

○5番（清水 力志君） ありがとうございます。まずは普通教室からということでございますし、また屋内運動場に取りつけるエアコンの予算というか、費用も教室に比べるとかなりの費用がかかるとは思いますが、教室の次には屋内運動場というふうに考えていただきたいと思っております。例えば、大規模改修や改築のときにエアコン設置を検討してみてもどうかと御提案させていただきます。

少し前ですけれど、私が山口市に行ったときに、市民の方に「山口市では来年度には小・中学校全ての教室にエアコンが設置されるそうですね」と尋ねると、その横にいた小学生が「マジかよ。やった」と言って喜ぶ姿を私は見ました。きっと防府市でも児童・生徒の喜ぶ声が聞こえてくるのではないかと感じております。

ぜひともエアコン設置の実現に向けて早急に実行に移していただくと同時に、晴れてエアコン設置の際には、防府市内の地元の業者が活躍できるような、そういった計画を立てていただくことを要望いたしまして1点目の質問を終わらせていただきます。

続いて、2つ目の質問、介護保険料についてお伺いいたします。

介護保険料及び介護保険制度については私自身詳しくお聞きしたいことが数多くございますが、今回は市民の皆様からのお問い合わせが多かった質問についてお聞きいたします。

まず1点目は、今期の介護保険料の基準額は前期に比べて値上げされましたが、これまで見直しのたびに値上げされております、保険料の値上げを少しでも抑えるための施策についてどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

介護保険料の基準額の見直しは3年に一度行われ、介護保険制度が導入された平成12年度から3年ごとに第1期、第2期とされ、現在は第7期になります。今年度に保険料の見直しが行われ、防府市では65歳以上の方が支払う保険料基準額が平成27年度から29年度までの第6期の5,468円から311円値上げして、平成30年度から平成32年度までの第7期は5,779円、年間にして3,730円、5.6%の値上げとなっております。さらに掘り下げますと、第1期の基準額の2,869円から比べますと約2倍の値上げとなっております。

高齢者の生活を見ると、年金は減額され、その一方で消費税の増税や介護保険料と国民健康保険料や後期高齢者医療保険料で年金のかなりの額を引かれてしまい、生活費が全く足りない悲鳴が上がっております。

これまでの見直しの傾向や現在の社会情勢から、今後も見直しのたびに介護保険料の値上げが行われるのではないかと懸念しているところでございますが、値上げを少しでも抑えるためにどのようなお考えを持ってどのような取り組みをされているのか、御回答をお願いいたします。

次に、2点目、介護保険料が値上げされると滞納者が増えると考えます。滞納者に対する対応はどのようにされているのか、お伺いいたします。

7月29日付の毎日新聞に「介護保険料 差し押さえ1.6万人 2016年度、滞納で過去最多」という記事がございました。内容を一部御紹介いたしますと、「介護保険料を滞納し、市区町村から資産の差し押さえ処分を受けた65歳以上の高齢者が2016年度に全国で約1万6,000人となり、過去最高だったことが厚生労働省の調査で分かった。高齢者の増加や保険料の上昇で支払いに困る人が増えているとみられる」と記載しております。

私は、常々、高過ぎる保険料ではなく、払える保険料をと訴えております。払いたくても払えない、滞納される方々に対してどのような対応をされていらっしゃるのでしょうか。御回答をお願いいたします。

続いて、3点目、保険料の減免制度と関連して、介護サービス利用料の補助制度についてどのようなお考えをお持ちなのか、お伺いいたします。

介護保険料の減免制度の拡充については、平成29年6月定例会の一般質問で山本議員が、高騰する保険料負担の軽減のために減免制度の拡充をと要望しております。

防府市の介護保険料の減免措置は介護保険条例第12条に示されておりますが、災害などで大きな損害を受けたときに適用できる災害減免と、失業や事業廃止などで収入が大幅に減少したときに適用できる所得激減減免などを挙げております。

先ほども申し上げましたが、高騰を続ける保険料や消費税の増税、その一方で減額されていく年金の中で生活費が全く足りないという現在の社会情勢や高齢者の声が届く中で、災害や失業のときにのみ適用できる減免制度は実態に即していないのではないかと考えます。介護保険法第142条では保険料は各自治体で減免できるようになっております。減免制度の拡充などについてどのようにお考えでしょうか。

そして、関連して介護サービス利用料の補助制度についてお伺いいたします。

昨年の介護保険法の改悪により、この8月から一定所得以上の人の介護サービス利用料が3割負担となりました。

その一方で、千葉県船橋市では、介護保険利用者負担助成制度を設け、軽減策を導入しております。この助成制度の特徴は、利用者負担1割のうち40%の軽減が受けられる点

や、収入認定の幅が広く、基準以内であれば資産があっても対象となる点や対象となるサービスが22項目に上る点などで、利用者から大変喜ばれているとお聞きいたします。

防府市でも介護サービス利用料の補助制度を考えてみてはいかがでしょうか。

以上、3点、御回答をお願いいたします。

○議長（松村 学君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 清水議員の介護保険料についての御質問にお答えいたします。

まず保険料についてでございますが、議員御指摘のとおり第7期介護保険事業計画期間である平成30年4月から3年間の介護保険料の基準額は、月額で5,779円、前期比で5.6%の増でございます。これは、全国平均の5,869円、前期比6.4%増よりはともに下回っておりますが、介護給付費の増加、介護報酬の改定、消費税率の改定、介護保険法の改正により介護給付費に占める第1号被保険者の保険料負担割合が大きくなったことなどの要因から、基準額を引き上げることになったものでございます。

その介護保険料の値上げを抑えるための施策についてでございますが、高齢者が健康的に生活していただくことを第一に考えることが、結果的に介護給付費の増加を抑え、介護保険料の値上げ幅を抑えるものと考えています。

さきの議会で健康福祉部長が答弁しましたとおり、防府市は軽度の要介護認定者の数が多いという特徴がありますので、介護予防や重度化防止を積極的に取り組む必要があります。その中でも、特に短期間型の通所サービスの開発と、住民が主体となって行う介護予防教室の設置について力を入れてまいります。

この短期間型の通所サービスにつきましては、7月に担当者が先進地に視察に行き、要支援認定を受けた方が、元気にもとの生活に戻っているという高い成果と、それを支える地域ケアマネジメントについて確認してまいりました。現在、市内の介護専門職が一丸となってこの取り組みを実施すべく準備を進めているところでございます。

また、介護予防教室は、7月の答弁時と比べ6カ所増え、現在17カ所となっており、順調に成果を出しているところでございます。さらに、住民による支え合い活動の推進により介護人材不足に対応し、生きがづくり活動による健康増進を進めることで、単に保険料を抑制するだけでなく、高齢者が自分らしく健康に生活し、必要なときに必要なサービスを受けることができる体制を整備してまいります。

次に2点目の滞納者に対する対応についてのお尋ねでございます。

負担の公平性の確保の観点から、滞納者の負担能力に見合った滞納整理の事務手続を行うこととしております。納期限までに納付のない方には納期限後20日以内に督促状を発

送いたしますが、それでも納付のない方には電話での自主納付の呼びかけ、さらには文書催告及び納付相談の案内を行います。連絡や相談のない滞納者に対しましては滞納処分実施通知をいたしますが、それでもなお連絡や相談のない滞納者に対しましては、財産調査を実施した上で滞納処分を実施することとなります。

最後に保険料の減免制度と利用料の補助制度についてでございます。

介護保険料を減免する要件といたしましては、防府市介護保険条例の中で、「震災、風水害、火災などの災害により住宅、家財などの財産に著しい損害を受けた場合」、「死亡、心身の重大な障害、長期間の入院、事業または業務の休廃止、事業の著しい損失、失業などにより、生計中心者の収入が著しく減少した場合」などとしております。

また、減免の割合につきましては、財産の損害、所得の減少の程度や所得の額などにより応じて決めております。第1号被保険者の保険料は3年ごとに介護保険事業計画期間内の介護サービスに必要な費用の見込額をもとに算出しておりますので、今後の保険料にも影響を与えることから、介護保険料の減免制度の拡充は難しいと考えております。

なお、第1号被保険者の介護保険料については、第1段階は公費を投入して保険料を軽減しており、第2段階については、本市では保険料率を国基準、また近隣他市よりも低く抑え、低所得者の方にも配慮した設定をしておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

次に、利用料の補助制度につきましても、今後の保険料にも影響を与えることから、利用料の補助制度の創設につきましても難しいと考えております。

なお、今後も介護予防・重度化防止の取り組みを積極的に行い、保険料の上昇の抑制に努めてまいりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 5番、清水力志議員。

○5番（清水 力志君） 御答弁ありがとうございました。

先ほど、今後の保険料に影響するので減免制度または利用料の補助制度は難しいというお言葉をいただきましたが、私にとっては、こういった利用をする人が増えれば保険料にはね返ってくるよというのは、言い方は失礼なんですけど、まるでおどしに聞こえます。保険料を上げてほしければ高くても我慢して払えと言っているような感じかなと、そういうふうに私個人は思います。

同じように考えれば、介護保険サービスを使うと保険料が上がりますから使わないようにしましょうというふうな風潮がちょっとございますが、今まさにそういう事態が進んでおります。これが国家的詐欺と言われるゆえんではないかと、私自身、個人的にはそう考

えます。

それでは、2点目の滞納者に対しての対応に対して再質問させていただきます。

悪質な滞納者に対しては論外ではございますが、払いたくても払えない、このような滞納者については、生活状況をよく聞き、これまでと同様に引き続き相手の立場に立った対応をしていただきたいのですが、いかがでしょうか。御回答をお願いいたします。

○議長（松村 学君） 生活環境部長。

○生活環境部長（岸本 敏夫君） お答えいたします。

納付が困難といった納付相談の申し出のあった滞納者につきましては、生活状況などそれぞれの御事情をお尋ねするとともに、滞納者みずから納付計画を作成していただき、計画に沿った納付をお願いするなど、滞納者個々の事情に即した対応を現在しております。今後も同様の対応をしてまいります。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 5番、清水力志議員。

○5番（清水 力志君） ありがとうございます。今後ともぜひよろしく願いいたします。

ところで、先日より、防府市の財政は厳しいと、まるでこれが常套句になるのではないかという懸念を持ちながら私も繰り返し聞いておりますが、市民の生活、特に高齢者の生活はそれ以上に厳しいということをぜひともわかっていただきたいと思えます。少しでも出費を減らし、お金のかかることはぐっと目をつぶる毎日、そのひりひりした感覚を私は市民の方からの御相談や対話の中でいや応なしに感じます。

だからこそ、値上げをあげる方法や月1,000円でも2,000円でも減免することがどうしても必要なんだと考えます。きっと、それは市役所の現場の窓口でも肌身で感じておられるのではないのでしょうか。執行部におかれましては、この社会情勢の中、少しでも市民の皆様の負担が軽減できる取り組みを強く要望いたします。

今回は3点の質問をさせていただきましたが、誰もが安心して老後を迎え、手厚い介護が受けられる社会の実現のために介護保険料や介護保険制度については今後も継続して質問させていただくことをお知らせいたしまして、2つ目の質問を終わらせていただきます。

続いて、3つ目の質問、道の駅「潮彩市場防府」について質問させていただきます。

道の駅「潮彩市場防府」——以下、潮彩市場と省略させていただきます——は、2008年3月にオープンし、2012年7月より防府市の公共施設となり、2013年7月から現在まで指定管理者の潮彩市場ほうふ振興事業協同組合が管理運営を行っております。そして、2015年10月より新たに道の駅としてオープンしております。

防府市の特産品や瀬戸内の生産者が新鮮で安心な食材を提供し、食文化や魚についての正しい知識の情報発信、またここで見ることのできる瀬戸内海の景色、防府天満宮のような歴史的・文化的な建造物とはまた違った魅力で市外・県外からの集客を呼び込むことができる貴重な施設だと言えます。

道の駅としてオープンした、当初のいわゆる物珍しさの来場は現在は落ち着き、現在は潮彩市場が大好きなリピート客が多く来場しているという印象を受けます。ことしの3月にはエントランス部分と8月にはお魚広場の改装が行われ、またバイクや自転車での来場ができるように駐輪場が設けられ、各種施設も充実しております。

そして、さらなる集客とファン拡大のために、主に週末に各種イベントの企画・運営もされております。イベントには、4月の防府さかな祭り、7月の港まつり、10月の豊漁祭、12月の農林水産業まつりなど、季節ごとの大きなイベントから毎月行われる定例のイベントまで、また体験会やフリーマーケットなどの市民参加型のイベントもあり、週末の一日を潮彩市場で楽しく過ごすこともできます。

私自身、3年以上前から、毎月第3日曜日に行われるフリーマーケットに、妻と一緒に毎月参加出店をしております。職員の方や出店する人、そして見に来られるお客さん、いわゆる常連さんたちとも仲よくなったり、また、参加者としてだけでなく、この日は施設内のお店で昼食を食べたり、またフリーマーケットでの売り上げがよかったら帰る前にちょっと買い物をしたりと、第3日曜日の私は潮彩市場で朝から夕方まで楽しく過ごしております。

以上のことを踏まえて、今回はイベント運営に関する質問をさせていただきます。

まず、1点目、潮彩市場で行われるイベント運営について主催者はどのような運営を行っていますでしょうか。自主開催のイベントに市民が参加する場合の申し込みはどのようにされているのかなど、お尋ねいたします。また、関連として、潮彩市場で行われるさかな祭り、港まつり、豊漁祭、農林水産業まつりといった大規模なイベントの運営方法や周知方法、また来場者数についてもお尋ねいたします。

次に、2点目、来場者が楽しく安心してイベントに参加されるために主催者はどのような取り組みを行っているのでしょうか。また、どのような配慮をされているのかもお尋ねいたします。

以上、2点、御回答をお願いいたします。

○議長（松村 学君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長（赤松 英明君） 道の駅「潮彩市場防府」についての御質問にお答えいたします。

道の駅「潮彩市場防府」は、道の駅としてのにぎわいと集客を図るため多くのイベントを行っております。

まず、1点目の主に週末に行われるイベントの運営についてのお尋ねでございますが、週末に行われるイベントには、議員御案内のとおり、年に4回開催される防府さかな祭りなどの大規模なイベントと、指定管理者である潮彩市場ほうふ振興事業協同組合が開催する定例イベントがございます。

大規模なイベントの運営方法や周知方法についてでございますが、毎年4月に開催される防府さかな祭りを例に申し上げますと、山口県漁業協同組合吉佐支店や潮彩市場ほうふ振興事業協同組合などが主催者として防府さかな祭り実行委員会を組織し、イベントを運営されているところでございます。

内容につきましては、漁業者による新鮮な魚介類販売や野菜市などの地元産品の物品エリアの配置はもちろんのこと、来場者が体験・参加できる魚のつかみ取りや餅まき、消防自動車の展示・乗車体験など、お子様にも楽しんでいただける催しが盛り込まれております。

また、その周知方法といたしましては、無料生活情報誌への掲載やポスターの掲示、チラシの配布に加え、潮彩市場のSNS等を利用した情報発信を行っております。

なお、これら大規模なイベントにつきましては市広報でも周知いたしております。

また、大規模イベントの直近の来場者数につきましては、昨年10月に開催いたしました豊漁祭は悪天候のため約3,000人、12月の防府市農林水産業まつりは約1万5,000人、本年4月の防府さかな祭りは約1万5,000人、7月のほうふ港まつりは約8,000人と多くの来場者の方でにぎわいました。

次に潮彩市場ほうふ振興事業協同組合が日曜日に開催するイベントといたしましては、旬の魚の無料振る舞いを行う旬魚の日、旬魚が当たるガラポン抽選会、お子様向けのキッズの日、今月16日で50回目の開催となりますフリーマーケットがございます。

このうちフリーマーケットにつきましては、出店を希望される場合には事前に申し込みが必要となっており、組合事務局が窓口となって受け付けを行っております、多くの皆様に御参加いただいているところでございます。

続きまして、2点目のイベントに対する主催者の安全対策等についてのお尋ねでございますが、それぞれのイベントの主催者は、イベントを告知する際には、危険物の持ち込み禁止など、来場者に守っていただきたい事項を周知することなどにより、事故等を未然に防止するための対策や適切な人員配置などにより安全対策を講じられるとともに、来場者の事故やけがに備えまして賠償責任保険にも加入されております。

また、指定管理者であります潮彩市場ほうふ振興事業協同組合においては、避難訓練の実施や職員による普通救命講習の受講などの対策を講じられているところでございます。

道の駅「潮彩市場防府」では、今後も引き続き、来場者の方が楽しく安心してイベントに参加していただけるよう、指定管理者と連携し、安全対策により一層配慮してまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 5番、清水力志議員。

○5番（清水 力志君） 御回答ありがとうございました。各種イベントの運営について、来場者が楽しく安心して楽しむように、またさまざまな工夫をされていることがよくわかりました。運営をされているスタッフの皆様には改めて感謝の意を申し上げたいと思います。

しかしながら、その一方でこんな出来事がございました。本来は、このようなことをこういった議会の場で申し上げるべきではないということは私も承知しております。しかしながら、これは私が誰か人から聞いたという話ではなく、実際に私の目の前で起こった出来事であり、このような実態が起こっているのだということを知っていただきたく、最後にここで御紹介させていただきます。

先ほど申し上げましたように、私は毎月第3日曜日にフリーマーケットに参加出店をしております。このフリーマーケットは、出店要項に1区画500円の出店料と出店には事前に申し込みが必要とした趣旨の文章が記載されております。そして、この決められたルールによって出店者は楽しく安心して参加することができます。

港まつりが同じ日に行われました7月のフリーマーケットに私が行ったときに、私は事前に申し込みをしていたのにもかかわらず、区画は全て出店者で埋まっていました。担当者に聞いたところ、どこかあいているところに適当に出してもいいですよと言われ、本来は決められた区画ではない場所に置きました。このように本来は区画ではない場所に置いた出店者は数名いらっしゃいました。

幸い、私はこの適当な場所に置くことができたのですが、その場所さえなくなると、今度は担当者が出店者に対して、もう場所はありませんと事前に申し込みをしている出店者に対して出店のお断りをして、渋々帰っていく出店者の姿を私は見ました。さらに、担当者は私に対して、ここは本来の区画ではない場所なので出店料は要りませんと言ってきました。私は、そういうわけにはいきませんと言って出店料を払いましたが、このような理由で出店料を取っていない出店者が出てきました。

つまり、ここで事前に申し込みをしていたのにもかかわらず、出店できた出店者とそう

でない出店者ができて、さらに出店料を払った出店者とそうでない出店者ができたわけです。当然、ほかの出店者は納得がいかず、それはおかしいのではないかと、どうしてこうなったのかと担当者に聞いたところ、「私の判断でそうしました」との一点張りでした。その返事に怒り、少しばかり出店者と担当者が口論する場面もございました。

私が潮彩市場のほかの職員に一体どうなっているのと聞くと、あの人たちは文句しか言わないと、まるでクレーム扱いをしていました。結局、この日は、私も、そしてほかの出店者も納得のいかない、何とも後味の悪い一日を過ごしました。

今回の出来事が起きた理由としては、担当者が事前に申し込みをしていない出店者を受け入れたのか、それとも区画数以上の出店者の申し込みを受け入れたのかは今となっては私自身わかりません。しかしながら、いずれにせよ、主催者みずからが決めたルールをみずから破る、主催者のずさんな管理運営から起きた出来事であることには間違いありません。

このような管理運営を続けていくと主催者と参加者との信頼関係は崩れてしまい、楽しく安心して参加できるイベントではなくなり、決してあってはならない出来事だと考えます。

潮彩市場のイベント管理者及び担当者におきましては、このような出来事が二度と起きないように再発防止策を十分に検討し、参加者が楽しく安心して参加できるイベント運営に取り組んでいただくことを強く要望し、また、市としても、管理運営を委託している立場上、イベントに限らず管理運営に関して今後も指導を含めて対応していくべきだということをお願いしまして、以上で私の全ての質問を終わらせていただきます。

○議長（松村 学君） 以上で、5番、清水力志議員の質問を終わります。

○議長（松村 学君） 次は、8番、山本議員。

〔8番 山本 久江君 登壇〕

○8番（山本 久江君） おはようございます。「日本共産党」の山本久江でございます。通告の順に従いまして質問いたしますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

まず、第1点は農業振興施策についてでございます。

最初に農道牟礼小野線についてお尋ねいたします。

7月20日、池田市長は県に対し、新たな農林業の知と技の拠点の誘致に関する要望書を県に提出されております。その中で、農道牟礼小野線については、早期全線開通を図り、新たな拠点へのアクセス向上や農作物の輸送の効率化、牟礼小野間の移動時間の短縮や災害時の避難道としての機能を発揮していただきたい、こういうふうに要望されております。

計画延長 6, 100メートルの農道整備は、県の計画を見ますと、1期工区 1, 300メートル、2期工区 1, 700メートル、計 3, 000メートルの工事が完成、供用開始されておりますが、残り 3, 100メートルの3期の工区を平成 37年度までに行っていくという、こういう状況に県の計画ではなっております。この計画に対し、池田市長は早期全線開通を要望されたわけですが、早期全線開通を期待する目的とは何か、改めてお伺いしたいと思います。

また、県の計画では、農道牟礼小野線の総事業費は 48億 7, 400万円で、3期工区については 14億 6, 900万円となっております。この農道整備については、国や県、市の負担割合も決まっているわけですが、それでは市の負担額はどうか、お尋ねいたします。

さらに、この農道整備は平成 6年度から始まっております。当初、農林漁業用揮発油税財源身替農道、通称農免道路として整備されてまいりました。

平成 20年 7月 8日に行われました市議会の交通網整備促進対策特別委員会でも、佐波川の左岸・右岸に点在している農地及び農業近代化施設を直結し、農産物の基幹的道路を確保することにより地域農業の発展を目指す、こういうふうに執行部説明がされてまいりましたが、農免道路としての事業は国において平成 20年度を持って廃止され、その後、農道整備事業として今日に至っております。

事業実施に当たり関係住民の声は尊重されなければなりません、3期工区の農道整備に当たり地元関係者などの声はどのように把握されているのか、お尋ねいたします。

以上、よろしくお願いたします。

2点目として、単独市費土地改良事業補助金交付事業の要件の緩和及び上限額の引き上げの検討はできないか、お尋ねいたします。

この事業は、農業用施設を整備し農業生産性の向上を図るため、地元が行う土地改良事業に補助金を交付するものでございます。採択要件として、用地買収費及び補償費を除く事業費が 20万円以上 180万円以下の事業としております。そして、樋門・水門改修、ため池事業については限度額を 300万円といたしております。

補助率は、ため池は 90%以内ですが、かんがい排水、農道改修、暗渠排水、樋門・水門改修など、農業振興地域であれば、農用地区域は事業費の 65%以内、区域外は 55%以内、農業振興地域以外の区域は 45%以内と非常に細かく規定されております。農業者にとってもこの事業は喜ばれる制度として定着いたしておりますが、さらなる充実を求める声が多いのも現状でございます。

今日、耕作放棄地などが広がっておりますが、その多くが水路が不良であったり農道幅

員が狭かったりと基盤の整備が十分ではございません。次の代へ農地を引き継ぐためにも、地域一体となって、多面的機能支払制度などの活用により、農地や土地改良施設などを保全していくことも積極的に一方で進めながら、さらにこの事業が持つ役割を拡充していく必要があるのではないかと考えております。

執行部におきまして単独市費土地改良事業の補助金交付の見直しをぜひ検討していただきたいと考えておりますが、いかがでございましょうか。御見解をお尋ねいたします。

3点目でございます。国に対して主食用米生産者の所得を補償してまいりました米の直接支払交付金の復活、こうしたことを要望してほしいということでございます。米価が生産費を大きく下回る水準に下落いたしまして、全国的にも多くの稲作農家が、もうこれでは米づくりは続けられない、こういう状況が広がっております。

こうした中で、国は農地を集積し、大規模化・効率化を図ろうとしておりますが、この低価格では規模を拡大した集落営農や法人ほど赤字が拡大いたしまして、厳しい運営に陥りかねません。加えて、中心的な働き手が高齢化いたしまして、世代継承が切実な課題になっている経営も少なくありません。

平成26年度から、経営所得安定対策として、米については10アール当たり1万5,000円から7,500円に交付金が引き下げられ、稲作農家の離農が全国的に加速しています。そして、ことし、平成30年産米から交付金は廃止ということになりました。このことは米の需要や価格を全面的に市場任せにするもので、米価暴落、経営悪化の不安が今広がっております。とりわけ稲作依存度の高い大規模経営ほど不安は大きいものがございます。

農業者が生産意欲を失わず、安心して農業に励め、担い手の維持確保のためにも、さらに言えば水田が果たしている多面的な機能で環境や国土を守り、地域経済の維持・発展のためにも、農家の経営を下支えする制度が必要でございます。

市として、国に対し、米の直接支払交付金制度、この制度の復活を求める要望を行っていただきたいと、こういうふうに考えておりますが、いかがお考えでございましょうか。御見解をお尋ねいたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（松村 学君） 8番、山本議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 山本議員からの農業振興施策についての御質問にお答えいたします。

まず、農道牟礼小野線の早期全線開通についての御質問でございます。

本路線は、小野地域と上右田地域の一部を受益地として、農産物の輸送の効率化により、

地域農業の振興を図ることを主目的として整備されていますが、牟礼小野間の大幅な移動時間の短縮や災害時の緊急避難道として本市にとって大きな役割を果たすこととなります。さらに、農業試験場の機能を農業大学校に移転・統合した新たな農業の拠点の誘致が実現すれば、新施設への広域的アクセスの向上など、周辺地域への波及効果も期待されますことから、極めて重要な路線と認識いたしております。

この事業効果は、全線開通により初めて発揮できるものと考えておりますので、7月に山口県知事に対して、新たな農業の拠点誘致とあわせて農道の早期整備について要望したものでございます。

次に本路線の整備に対する市の負担額についてのお尋ねです。

市の負担割合が30分の4となっておりますので、議員お示しの事業計画に基づけば、総事業費48億7,400万円に対しましては6億4,986万円となり、今後整備する3期工区に限れば、事業費14億6,900万円に対しまして1億9,586万円となります。

続きまして、地元関係者の声の把握についてのお尋ねです。

事業を始めるに当たり、地元の皆様に事業内容をお示しして、受益者の皆様の同意をいただいております。また、事業計画の変更の都度、受益者の皆様の同意を得ることとなっており、直近では平成27年度の事業計画変更の折に、受益者約900人のうち約8割の方の同意をいただいております。

また、私ごとでありますますが、私もことしの冬から夏にかけて、個人的に小野地区を回った際に、本当に多くの小野地域の皆様から、本農道の工事の再開、そして早期完成について非常に強い御要望をいただいております。

今後は、山口県山口農林水産事務所と本市とで設置いたしました農道牟礼小野線整備調整会議において、県との情報共有や意見交換など連携を一層密にし、地元の皆様に御理解と御協力をいただきながら円滑な事業推進を図り、早期開通につなげてまいります。

次に2点目の単独市費土地改良事業補助金交付事業の見直しについての御質問でございます。

単独市費土地改良事業補助金交付事業は、農業生産基盤の整備を図るために、国や県の補助対象とならない小規模な事業を対象に、農道やため池、水路等の農業用施設の整備に対して補助を行うものでございます。

議員から補助金の見直しの御提案をいただきましたが、本事業は農業者の皆様に役立つ制度として定着しておりますので、引き続き、現在の採択要件で御要望に応じてまいりたいと考えております。

なお、地元負担のかからない多面的機能支払交付金制度の対象になる農用地を、今年度一部拡大したところであり、本市といたしましては、この制度の活用を積極的に推進してまいりたいと考えております。

最後に3点目の米の直接支払交付金制度の復活を求める要望を行うことについての御質問にお答えいたします。

米の直接支払交付金は、各農家に主食用米の生産数量を配分し、その配分に従って生産及び販売を行った農家に対し、国において農家の所得を補填する制度でございます。

創設された平成22年度には、米の所得補償交付金として10アール当たり1万5,000円が交付されておりました。その後、生産数量目標によらず、地域における需要に応じた生産を行う方向へと切りかえるため、平成25年度に廃止を決定され、平成26年度からの4年間は経過措置として10アール当たり7,500円が交付されてきましたが、議員御案内のとおり平成29年度をもって終了したところでございます。

こうした中、国におかれましては、経過措置の開始とあわせて、主食用米偏重ではなく、地域の特色ある魅力的な農産物の生産を図るため、各地域が策定する水田フル活用ビジョンを踏まえて、地域の裁量で主食用米からの転作を行う農家への支援内容が設定できる仕組みへと産地交付金制度が見直されています。

経過措置が終了した今年度には、この産地交付金制度の中に主食用米の作付面積の削減に応じた支援や水田を畑に変更した面積に応じた支援などが追加されるなど、支援内容の充実が図られております。あわせて、農家の皆様の経営に対する不安を軽減するため、収入保険制度というさまざまなリスクから農業経営を守る保険も導入されたところでございます。

私は、県や地元の農業協同組合等と連携し、本市において産地交付金をしっかり活用し、魅力ある農産物の生産を進めていければと考えており、今後設置いたします、(仮称)防府市農林業政策懇話会でこのことについても御意見を伺い、本市農業の再生・強化に向けた取り組みを進めたいと考えております。

以上、答弁いたしました。よろしく願いいたします。

○議長(松村 学君) 8番、山本議員。

○8番(山本 久江君) それでは再質問させていただきます。

まず農道の問題ですけれども、農道の早期完成要望は農業試験場の問題とセットで県に要望されております。

市長は、県に対し、農業試験場の機能を農業大学校に移転・統合され、新たな農業の起点とするよう求められているわけですが、県におきましては、「農林業の知と技の

拠点」形成に係る外部委員会が、今日まで、たしか2回開かれたと思いますが、今後、また2回程度の委員会開催を経て、6月の県議会の定例会の県知事答弁によれば11月をめどに基本計画として取りまとめるという方向が出されております。

農業試験場は、私も先日見学させていただきましたが、普及すべき優良品種の選定、それからその原原種及び原種、種子の生産、それから安定供給、これを責任を持ってやっていくんだという、こういう懸命な取り組みを見させていただくことができました。

種子法が廃止されました。この種子法は大事な法律でしたけれども、これが廃止される中で、多様な品種を育成して守る農業試験場の役割は大変大きく、ますます大きくなってきております。研究体制の維持・強化が必要でございます。移転にかかわって研究体制が弱められるようなことがあってはならないというふうに私自身は感じております。

仮に農業試験場の機能が農業大学校に移転・統合された場合、現在の農業試験場の規模は、私も行きましたけど、本当に広いです。この規模から考えますと、当然、不足するほ場などが想定されます。

この農道開通の早期完成を求められる背景に、この農道が牟礼と小野を結ぶという点から、小野地域も視野に入れた取り組みを市長自身されようとしておられるのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（松村 学君） 市長。

○市長（池田 豊君） 農業試験場のほ場の確保についての再質問でございますけれども、農業試験場のほ場については、県において今後検討されるものと認識しております。私としましては、議員お示しの農道牟礼線の開通も生かして、小野地域も含め、市内において必要な面積のほ場を確保していただきたい、またいただけるものと思っております。

○議長（松村 学君） 8番、山本議員。

○8番（山本 久江君） それでは、続きまして、この農道は、維持管理については完成すれば市が維持管理を行うというふうに理解いたしておりますが、この費用は市としてどのくらいと見ておられるのか。3期は今からですので、想像される状況がどの程度になるかわかりませんが、御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（松村 学君） 産業振興部長。

○産業振興部長（赤松 英明君） 御質問にお答えいたします。

農道牟礼小野線の維持管理の費用についてでございますが、現在、供用開始されている区間を本市で維持管理しているところでございます。現状での維持管理に係る経費は道路の除草について年間約60万円がかかっております。また、橋梁が3カ所ありまして、それぞれ、5年に一度、点検が必要となります。一つの橋で約150万円から180万円程

度の点検費用がかかっております。

なお、今後につきましては、道路の経年劣化等によりまして、道路舗装、区画線、及び附属施設の補修に係る経費が想定されるところでございます。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 8番、山本議員。

○8番（山本 久江君） 御答弁いただきましたように、市の負担は3期工区で約2億円です。1億9,000何がしと言われました。約2億円。そして、市の維持管理も将来にわたりかかってくるなど、また不確定な部分もございます。これを考えますと、相当な財政負担となるのではないかというふうに感じております。

市長は、財政が厳しい厳しいと、こういうふうに強調されますが、この農道整備は、こうした財政負担が大変大きい中で急いでやることなのかどうか、大変、私は疑問に思っております。

とりわけ3期工区は平成21年の豪雨災害で大きな被害が出たところでございます。この農道が、災害時の避難道どころか、想定外の豪雨災害、最近増えておりますけれども、こういう豪雨によって災害を受ける可能性は十分でございます。平成21年のときの災害を見ましても、大平山等、山道で被害が出たとか、いろんなところで山を削っていくという、こういう状況の中でこのあたりは大変懸念されます。

もう一つは、花崗岩質の市内でも高い山に幅員7メートルの農道をつくっていくわけです。これによって、自然環境への配慮、あるいは農道周辺の生物の生息、生育環境を保全していくこと、これがかなり重要になっていくのではないかと。平地を農道整備するのではなくて、市内でいけば高い山です。松尾山から、綾ヶ峰というんですかね、あのあたり、牟礼に抜けるかなり高い山を整備していく。これは本当に大変な事業であると思いますが、こうした点を執行部ではどのように考えておられるのか、その点をお尋ねいたします。

○議長（松村 学君） 産業振興部長。

○産業振興部長（赤松 英明君） 御質問にお答えします。

自然環境への配慮についての御質問だったと思いますが、既に2期工区で同じ土質である真尾地区の工事が完了しておりますので、自然環境へ配慮された工事が行われております。

3期工区についても、これから詳細設計が行われますので、ボーリング等の地質調査や現地条件を踏まえた道路設計や工事について、当然、自然環境への配慮がなされるものと存じます。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 8番、山本議員。

○ 8 番（山本 久江君） 2期工区が大丈夫だったから3期工区も大丈夫だろうと。これは、最近では想定外のことが多いですから、ぜひ注意されて計画を進めていかれるようお願いいたします。

この農道整備については、今日においても直接かかわる地域の方々からも、その必要性も含めて議論がございます。大体、受益地の8割ぐらいがオーケーだったと言う御回答がございましたけれども、この必要性、そして農道の緊急性については、まだまだ地元も含めいろんな議論がございます。そして、何よりも多くの市の財政負担も伴ってまいります。私は急ぐのではなく、関係者の声をもっとしっかり聞く必要があるのではないかという問題、それから、計画的に、かつ慎重に整備を行っていく必要があるのではないかというふう感じております。よく市長はスピード感を持ってと言われますけれども、スピードの出し過ぎはよくない。このことを強くお訴えしたいと思います。計画的な整備を期待して、次の2点目に移りたいと思います。

次に単独市費土地改良事業についてでございますけれども、1点だけ御質問したいんですが、平成29年度の実績はどのようになっておりますでしょうか。また、市民要望に対してどの程度実施されておりますでしょうか。その点を御答弁いただきたいと思います。

○議長（松村 学君） 産業振興部長。

○産業振興部長（赤松 英明君） 御質問にお答えいたします。

平成29年度の実績でございますが、平成29年度の要望件数につきましては、前年度までの交付申請受付分と平成29年度の交付申請受付分を合わせまして87件となっております。内訳につきましては、水路の改修が46件、農道の改修が17件、ため池の改修が16件、樋門の改修が8件でございます。

続きまして、29年度の補助金の交付実績でございますが、43件となっております。内訳につきましては、水路の改修が26件、農道の改修が7件、ため池の改修が8件、樋門の改修が2件でございます。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 8番、山本議員。

○ 8 番（山本 久江君） そうしますと、87件の要望があつて43件しかできていない。半分しか消化できていないということですよ。これは予算的にも本当に不十分だという感じがいたしております。この点でも予算的にも増額を検討していただきたいというふうに考えますが、その補助内容もぜひ検討していただきたい。

ここで山口市の例を御紹介いたしますが、お隣の市でございます。山口市では、補助金の上限を1事業当たり200万円といたしまして、かんがい排水事業や農道事業は補助率

70%となっております。ため池改修事業は補助率75%、ため池災害予防事業は補助率90%、こういうふうになっております。

本当に農業者が使いやすい事業としていくために、なかなか難しいというような御回答でございましたけれども、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

また、検討に当たっては、関係者の声が反映されるように、個々の事業でもっとこのあたりは増やしていく必要があるのではないかと、関係者の方々の声が一番でございますので、こうした関係者の声を反映されるように要望いたしておきます。

次に国への要望についてでございますが、私は御答弁を聞きながらつくづく思いました。地方自治というのは、国で決められた事業を進めるという立場だけではなくて、そのことによって住民がどのように受けとめているのか、住民の声を国に届けていく、こういう重要な役割があるんだと。このことが大事なのだと改めて痛感いたしております。

この問題では、昨年10月に農業委員会からも次のような要望が出されております。ちょっと読ませさせていただきますが、「国や県の施策は大規模農家や農業法人が中心となっておりますが、市内には小規模農家が多く、高齢化などにより遊休農地が拡大しています。農地を守り、食料自給を向上させ、小規模農家などが生産意欲を失わないためにも直接支払交付金制度などの支援措置を継続していただきたい」。昨年ですので、平成29年ですので、こういう継続していただきたいという文言になっておりますが、こういうふうには要望が出されております。

市長、要望することに予算がかかるわけではございません。お金はかかりません。防府市の農業者の切実な声を国に対して要望してほしいと、こういう切なる願いでございます。農業を活力ある産業にと言われ、また懇話会まで設置して農業関係者の声を聞くと言われますけれども、こうした声は市長には届かないのでしょうか。そのあたり、本当に今後どうなるのだろうかと不安に思っております。

今日、戦後の家族農業を守るためにつくられた制度は、御承知のように次々と壊されております。世界の流れは、「家族農業の10年」というふうに、世界的にはそういう流れ、小規模家族農業の重要な役割を支援するという流れがある中で、日本は本当に逆の流れとなっております。

国に要望しない理由の一つとなっております収入保険制度、これも農業関係者からは、所得の下支えにならないという、こういう批判も出ております。ぜひ検討を改めて要望いたします。そのことをお願いして、次の質問に移らせていただきます。

質問の第2点目は、子どもの貧困対策についてでございます。

まず、子どもの貧困に係る実態調査についてお尋ねいたします。

厚生労働省が昨年6月末に公表いたしました国民生活基礎調査によりますと、2015年の子どもの貧困率13.9%、約7人に1人の子どもが貧困ラインを下回った状態となっております。ひとり親世帯の貧困率50.8%と主要国では最悪の水準でございます。

貧困問題は、どの世代にとっても深刻でございます。しかし、とりわけ発達・成長過程にある子ども時代の貧困は、健康や学力など、子どもに必要な条件が経済的困窮によって奪われるという点で影響は大きく、子ども本人の人生とともに社会全体にも損失をもたらします。子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、さらに貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備をして教育の機会均等を図っていくことは大変重要なことでございます。

国においては、2014年1月、子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行されました。同年8月、法第8条に基づき、子どもの貧困対策に関する大綱が策定されまして、ことし6月現在、子どもの貧困に係る実態調査を実施した都道府県——ことし実施予定も含めると27都道府県、県内市町でいえば4市が実施されております。

今日、子どもの貧困の実態は見えにくく捉えにくいと言われていて、こうした調査を通じ、子どもや子育て世帯の生活状況や課題などを適切につかんでいくことが重要であります。

我が市においても、子どもの貧困対策に係る福祉や教育施策の方向性を検討するため、今年度、実態調査が予定されております。重要な調査だというふうに感じております。そのスケジュール、調査対象、調査方法、また調査内容について具体的に示していただきたいと考えますが、よろしく願いいたします。

2点目は、子どもの貧困対策条例の制定についてでございます。

子どもの貧困対策の推進に関する法律の第4条では、地方公共団体の責務として、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」、こういうふうになっております。

しかしながら、法及び大綱では数値目標や義務規定も不十分なままでありまして、子どもの貧困対策を迅速に推進していくためには、施策、推進体制の整備とともに条例の制定が必要ではないかというふうに考えます。

条例の必要性について、専門家は、条例化は、子どもの貧困対策に対する自治体としての法令的根拠の確保であること、また行財政的支援の法令的な基盤となることによって安定的な推進が図られること、さらに、議員、行政職員、住民の意識の方向づけができること、こうした点を挙げられております。

条例化は、防府市の子どもたちが生まれ育った環境によって将来を左右されないようにと、取り組む市の姿勢を示していくものでございます。執行部においては条例化を検討していただきたいと思いますと思いますが、いかがでございましょうか。御見解をお伺いいたします。よろしく願いいたします。

○議長（松村 学君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） 御質問にお答えいたします。

はじめに、子どもの貧困に係る実態調査についてでございますが、議員御案内のとおり、子どもの貧困対策を検討していくため、今年度、子どもの生活実態調査を実施いたします。現在、既に委託契約も締結し、調査実施に向けた準備を進めているところでございますが、今後のスケジュールといたしましては、10月に調査対象者へのアンケート調査票の発送及び支援ニーズに応えるための資源量の把握を目的とした関係機関等への聞き取り調査を行い、集計・分析を経て来年の3月末までに調査結果報告書の作成を予定しております。

調査対象につきましては、他市を参考に、市内の小学5年生及び中学2年生の児童・生徒とその保護者の全員、さらに未就学児童の保護者1,000人を無作為抽出して実施いたします。

調査方法につきましては、小学5年生及び中学2年生の児童・生徒とその保護者については学校を通じての配付・回収といたしまして、未就学児童の保護者については郵送による送付・回収を予定しております。

調査内容につきましては、現在、検討中でございますが、例えば子どもの登校状況や食事に関すること、保護者の就業状況や住居の状況など、国が示した調査項目の具体的事項に即した内容、かつ国や他の自治体の実施した調査の結果と一定の比較が可能な内容を想定しておるところでございます。

その調査結果につきましては、来年度に見直しを実施する予定にしております、防府市子ども・子育て支援事業計画に生かしてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、子どもの貧困対策条例の制定についてのお尋ねでございましたが、子どもの貧困問題は全国的な課題となっており、将来的には条例制度化について検討が必要と考えますが、まだまだ全国的にも整備は進んでいないことから、先進市の動向に注視し研究してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 8番、山本議員。

○8番（山本 久江君） 国においては実態調査の調査項目の具体的事例を示しておりますけれども、例えば周南市さんなんかは大変工夫されております。必要なのは、幅広く実

態を調査していくという、こういう立場でございます。このことが重要だと思っておりますが、市においてはそういった立場でどういう工夫を今後されていくのか、その点をお尋ねいたします。

○議長（松村 学君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） 先ほど御答弁申し上げましたとおり、他市の例を参考に、他市との比較も可能であるように、小学校5年生及び中学校2年生の児童・生徒とその保護者の全員、また未就学児童の保護者1,000人で実施することにしておるわけでございますが、またそれに加えて、支援ニーズに応えるための資源量の把握などを目的として、保育園、幼稚園、NPO団体、それから子育て民間団体など、関係機関団体へ聞き取り調査を行うなど、幅広く御意見をお伺いしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 8番、山本議員。

○8番（山本 久江君） 実態調査の結果報告はどのように公表されるのか、その点をお尋ねいたします。

○議長（松村 学君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） 先ほどこれもお答え申し上げたとおりでございますが、来年の3月末までに調査結果報告書の作成を予定いたしております。完成後、市広報やホームページなどで公表してまいります。

それとともに、調査結果につきましては、子ども・子育て支援事業計画の中で今後生かしていきたいと考えておりますので、子ども・子育て会議などを通して関係機関等にも御紹介してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（松村 学君） 8番、山本議員。

○8番（山本 久江君） 最後に、実態調査の結果を踏まえて、実効性の伴う施策に反映させていくために全庁を挙げて進める必要があると思っておりますが、具体的にそのあたりはどのように考えておられるでしょうか。

○議長（松村 学君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） これについても先ほど申し上げました、子ども・子育て支援事業計画に生かしてまいると考えておるところから、計画を策定するに当たって協議する庁内組織でございますが、福祉、企画、産業、教育など、各般にわたる防府市子ども・子育て行政推進委員会というものを設けておまして、そこにおいて対策等について

協議しながら、総合的、計画的、一体的に推進してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（松村 学君） 8番、山本議員。

○8番（山本 久江君） ありがとうございます。

条例化の問題ですけれども、御答弁では研究していくということでもございました。全国でも制定に向けての取り組みが始まっております。ぜひ市においても条例化に向けての検討がなされることを期待いたしております。よろしく願いいたします。

質問の最後になります。障害者の雇用についてです。

市の障害者雇用率の現状と今後の取り組みについてお尋ねいたします。

国は、障害者の職業的自立意欲を喚起するとともに、障害者の雇用問題に関する、国民——とりわけ事業主の関心と理解を一層深めることを目的に、9月を障害者雇用促進月間と定めてさまざまな啓発活動を展開しております。

ところが、月間を目前にした先月28日、中央省庁での障害者雇用率の水増しが明らかになりました。障害者を含む国民の働く権利を保障するための法制度をめぐって、国の大半の機関が法に反して障害者の働く権利を侵害していたという重大な問題でございます。

その後、地方自治体でも明らかになったこの水増し問題、徹底した原因究明と公的機関への監督・指導強化など、再発防止策の確立と実行が求められます。

我が市においては厚生労働省のガイドラインに基づき雇用が行われていると思いますが、法定雇用率2.5%に対しどういう状況になっているのか、また、今後、障害者雇用について就業環境を整えながらどのような取り組みを行っていかれるお考えか、御見解をお尋ねしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（松村 学君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） 御質問にお答えいたします。

障害者雇用率についてのお尋ねでございますが、まず法定雇用率につきましては、今、御紹介いただきましたが、官公庁の場合、市長部局においては2.5%、教育委員会については2.4%となっております。

次に本市の状況でございますが、本市では、上下水道局、教育委員会及び市長部局を一つの機関とみなして雇用率を算定するという特例認定を受けております。その上で、国のガイドラインに沿って障害者手帳を確認の上、厚生労働大臣宛て状況報告をいたしているところでございます。その結果、本年度の雇用率は2.69%となり、法定雇用率の2.5%を上回っているところでございます。

次に今後の障害者雇用の取り組みについてでございますが、まず就業環境につきまして

は、これまで、職場内の配線を工夫し段差をなくすなど、障害を持つ職員が働きやすい環境を整えるということに取り組んでまいりましたが、引き続きこれらの対応を進めていくとともに、新庁舎の設計におきましては、当然のことですが、いわゆるバリアフリー法及び山口県福祉のまちづくり条例に基づき計画を進めてまいります。

また、雇用につきましては、職員の年齢構成なども勘案しながら、引き続き計画的採用に取り組んでまいります。

なお、来年の春に向けての採用につきましては、今月、障害者枠の採用試験を実施することといたしております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 8番、山本議員。

○8番（山本 久江君） 御答弁にもありましたように、障害者雇用促進法に基づく法定雇用率は、民間事業所で2.2%、率先すべき国あるいは地方自治体は2.5%というふうになっております。

そこでお尋ねいたしますが、防府市において雇用された障害者の方で、正規雇用、非正規雇用、それぞれどのようになっているのか、1点だけお尋ねしたいと思います。

○議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） お答えいたします。

本市の障害者雇用率の算定に含めている職員の数でございますが、正規職員では12名、非正規職員は2名でございます。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 8番、山本議員。

○8番（山本 久江君） 御答弁ありがとうございました。

障害者の雇用では、その人の能力を見つけて、就業環境、これを整えて障害者とともに歩む姿勢が私は必要だというふうに感じております。このことは全ての人が働きやすい職場をつくることにもつながっていくということでございます。民間企業に模範を示すという立場で、防府市では、障害の種別を問わず、正規雇用の可能性を追求していただきたい。このことを改めてお願いをいたしておきます。

時間がもうありませんので、以上で大きく3点にわたりまして質問させていただきましたが、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松村 学君） 以上で、8番、山本議員の質問を終わります。

○議長（松村 学君） 次は、7番、三原議員。

〔7番 三原 昭治君 登壇〕

○7番（三原 昭治君） 会派「絆」の三原昭治でございます。通告に従いまして、次の2点について質問いたします。

まず1点目は、市営住宅の家賃滞納者に対する対応について質問いたします。

市営住宅の家賃滞納者に対して、依然として明渡し訴訟が繰り返されています。議案書を開けば、専決報告がありますが、今日までどのような対策を講じ、対応を行ってきたのかお尋ねいたします。

○議長（松村 学君） 7番、三原議員の質問に対する答弁を求めます。土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） 御質問にお答えいたします。

市営住宅の家賃滞納者に対しましては、防府市営住宅使用料の督促等事務処理要綱に基づき、対応しております。

まず、納付期限を定めた督促状や催告書を送付するとともに、訪問や電話による納付の指導を行い、それでも誠意が見られない場合は、連帯保証人へ完納指導依頼等の文書の送付または連絡を行うとともに、滞納者本人に最終催告を行い、入居決定取消予告通知を行って、強く納入を促しております。

その一連の対応の中で、滞納者から滞納家賃の一括での納付が厳しいという申し出や相談があった場合、分割納付の誓約をしていただいた上で、分割納付による滞納家賃の徴収を行っているところです。

しかしながら、最終催告や入居決定取消予告通知まで行っても納付の意思がない、あるいは分割納付誓約をしたにもかかわらず、分割納付の約束を守らない滞納者につきましては、法的措置対象者として最終的に明渡し訴訟や支払督促といった法的措置をとっております。

書類審査のみの手続で判決同様の法的効力がある支払督促につきましては、裁判と比較して費用が非常に少額で済むなどのメリットがあることから、平成27年度より積極的に活用し、滞納家賃の回収強化に努めております。

こうした取り組みにより、市営住宅の家賃の収納率は改善しており、ここ近年で見ましても、平成26年度の96.91%から、平成29年度は98.34%へと向上しているところですが、今後も引き続き、家賃滞納防止に努めるとともに、家賃滞納者に対しましては完全納付を促し、滞納者と滞納額を少しでも減らすことができるよう効果の期待できる対策を迅速に実行してまいりたいと存じます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 7番、三原議員。

○7番（三原 昭治君） ありがとうございます。今の話の中で、まず督促状等で通知をするということですが、これは家賃が何カ月、幾らという規定があると思いますが、どうなっておりますか。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部理事。

○土木都市建設部理事（佐甲 裕史君） お答えをいたします。

督促につきましては、納期限が過ぎまして一定期間が過ぎましてお送りをさせていただくわけですが、いわゆる法的措置とまでになりますと、一応事務処理要領の中で滞納期間が6カ月以上あるもので滞納額が20万円以上あるものとか、それプラス分納誓約とかそういうものをしてない人間とか、その不履行者、そういう方にお送りさせていただいております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 7番、三原議員。

○7番（三原 昭治君） 滞納が6カ月以上で20万円以上という対応がつまらない対応ではないかと私は思っております。

先ほど収納率が、徴収率が98.34%と向上してきたと。もちろん向上していかさなければいけない話なんですけど、今の滞納6カ月20万円以上と、こういう甘い考え方が、やはり毎回毎回議案書を開くと、専決処分、和解、提訴という文字を見なければいけないと思うんですが、ここのところのまず初期段階で、もっとシビアといいますか、厳しくという言葉が正しいかどうかわかりませんが、それは事情によってはそういう考え方もできます。しかし、もっとこういう初期段階をきちんとしておかなければ、いつまでたっても同じことを繰り返すと思うんですが、その点、いかがでしょうか。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部理事。

○土木都市建設部理事（佐甲 裕史君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、初期段階が滞納が増えていかない第一歩であるというふうには考えております。先ほど申しましたところに至るまでには、いわゆる電話であるとか訪問であるとか、そういうことはやっておった上でのございますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（松村 学君） 7番、三原議員。

○7番（三原 昭治君） おったけど、こういうまだあるということですから、今の状態がよければ、別にこういう質問をする必要性も私はありません。何回も何回も同じことを繰り返し行われておりますので、ぜひ今の点につきましては、改めてきちんと対応してい

くということやっていただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部理事。

○土木都市建設部理事（佐甲 裕史君） 議員おっしゃるとおりでございますので、努力してまいりたいと存じます。

○議長（松村 学君） 7番、三原議員。

○7番（三原 昭治君） これ以上言いません。努力することではなくて、きちんと対応していくという言葉が欲しかったんだが、それ間違えられたんですね。対応していく。はい、わかりました。

次に、提訴措置は平成11年度から実施されていますが、今日までの提訴件数、滞納総額、また提訴にかかわった弁護士等の費用について教えてください。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部理事。

○土木都市建設部理事（佐甲 裕史君） お答えをいたします。

平成11年から平成29年度までの訴訟件数総数につきましては114件、滞納総額につきましては1億380万円でございます。それにかかった費用は約2,700万円でございます。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 7番、三原議員。

○7番（三原 昭治君） 滞納総額1億380万円、このうち回収はどのような状況になっておりますか。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部理事。

○土木都市建設部理事（佐甲 裕史君） お答えをいたします。

回収は、この30年8月末現在でございますが、3,490万円ほど回収をいたしております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 7番、三原議員。

○7番（三原 昭治君） ということは、6,890万円は未納ということになっているんですが、これらの対応について教えてください。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部理事。

○土木都市建設部理事（佐甲 裕史君） その114件の訴訟の結果でございますが、いわゆる和解と申しますのは、いわゆる分納とかそういった判決といいますか、調停といいますか、そういったことのものが44件、明渡しのが70件でございます。明渡しの中には、完納される方もいらっしゃいますし、その後、支払督促のほうに回っておるも

のもございます。和解のものにつきましても、少しずつ毎月1万円であるとか、そういった金額を分納しておりますので、和解しておられる方も、まだ滞納としては残っておるといったような状況でございます。個別のことについては、ちょっとここでは把握しておりませんが、そういったことでございます。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 7番、三原議員。

○7番（三原 昭治君） 個別のことを把握されていないなら、今から聞く質問は、してもしょうがないなど。というのは、単純に少しずつでも払っていただければそれでいいんですけど、全く払う意思がなくて払わないという方もいらっしゃると思うんですが。

この中で不納欠損として取り扱った件数と金額を教えてください。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部理事。

○土木都市建設部理事（佐甲 裕史君） 最近是不納欠損やっておりません。かつての数字をちょっとつかんでおりませんので、申しわけございませんが、また後ほどお知らせをするということでよろしゅうございましょうか。最近は、不納欠損というものをやっておりません。調査等を進めることで不納欠損の処理とかはしておりません。

○議長（松村 学君） 7番、三原議員。

○7番（三原 昭治君） 質問に対してしっかり答弁できるように、いろいろ調べてきていただきたいということですが。

地方税法というのがございますよね。その中に、滞納した税には5年間の時効がありますが、回収不能を防ぐために督促状を送ったり財産差し押さえをしたり、いろいろそういう手法があるんですが、この点について、どのような手法をとられているのか教えてください。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部理事。

○土木都市建設部理事（佐甲 裕史君） お答えをいたします。

この市営住宅の使用料につきましては、税金とはちょっと違いまして、いわゆる公的債権ではございませんで、私的債権になります。時効期間につきましては、最後の督促状を送ってから、特に法的措置を行わなければ、それから5年間といった期間の規定がございます。最後の督促状を送ってからですね。

ただし、この私的債権につきましては、公的債権と違いまして、相手方が時効だよねと言わない限りは時効が来ません。そういったことがございますので、いわゆる税金とはちょっと違う扱いになることで難しい部分があるというふうにお答えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 7番、三原議員。

○7番（三原 昭治君） 私が今言ったのは、一例を言っただけです。例えば、税金の場合は、こういう措置がありますよと。だから、どういう措置をとっていらっしゃるんですかということをお尋ねしただけで、税金と同じとは思っておりません。

それと、相手方が時効だよと言うまでは時効ではないということなんですが、時効だよと言う方はいらっしゃいますか。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部理事。

○土木都市建設部理事（佐甲 裕史君） そういった方はいらっしゃらないのが現状でございますので、いわゆる不納欠損として処理ができないといった部分がございます。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 7番、三原議員。

○7番（三原 昭治君） これは聞いてもさっきわからないと言われたけど、もう一度聞きますけど、もう今は手がつけられない、分割等で支払われている方はわかるけど、全く払う意思がなくて払っていないという方の金額はわかりますか。

○議長（松村 学君） 暫時休憩いたします。

午前11時43分 休憩

午前11時43分 開議

○議長（松村 学君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。土木都市建設部理事。

○土木都市建設部理事（佐甲 裕史君） お答えいたします。

いわゆる法的措置を講ずることもだんだん難しくなっているというか、そういった保留状態のものが2,300万円ぐらいございます。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 7番、三原議員。

○7番（三原 昭治君） それで、時効だよと言うまでは時効ではないということでしたが、未納分についての徴収対応はどのようにされておりますか。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部理事。

○土木都市建設部理事（佐甲 裕史君） 先ほどの御紹介等の中でもございましたが、いわゆる法的措置をとる中で分納誓約という和解のような形になるものが多うございます。それまでに分納誓約をしていただくものもございます。あらゆる過程の中で分納誓約をしていただいて、少しずつでも納めていただくというふうなことをとっております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 7番、三原議員。

○7番（三原 昭治君） 分納というのはわかりました。和解が多いと言われましたけど、明渡しの数のほうが多いですね。そういう数字のほうが多いですね。そういう人たちに対して、どのような徴収方法をとられているのかということをお尋ねいたします。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部理事。

○土木都市建設部理事（佐甲 裕史君） 明渡しをされた方についても、滞納がございましたら、現在では支払督促の制度を活用いたしまして、申し立てをした上で、最終的には最近では分納誓約をしていただく方が多うございます。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 7番、三原議員。

○7番（三原 昭治君） 明渡しで転居された方で、市内、市外、県外、その内訳を教えてください。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部理事。

○土木都市建設部理事（佐甲 裕史君） 市内、市外、さまざまでございます。人数までは把握しておりません。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 7番、三原議員。

○7番（三原 昭治君） 当然のようにお答えしないでくださいね。ちゃんと答えなければおかしいんですよ。そういうことだから、いつまでたっても終わらないということになります。

それで、じゃあ市内の方の「払ってください」という徴収方法、市外の方の徴収方法を教えてください。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部理事。

○土木都市建設部理事（佐甲 裕史君） 支払督促と先ほどから申ししておりますけども、これ居住者のいる裁判所に申し立てをするといったことではございますので、防府の方であれば、少額であればこの簡易裁判所、額が少し多くなれば、地方裁判所といったことではございます。市外の方については、その居住者の管轄する裁判所に支払督促の申し立てをするといったことではございます。その上で、結果的に分納誓約を受けているものが最近多うございます。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 7番、三原議員。

○7番（三原 昭治君） 今、提訴までの流れを話されたんでしょう。そうじゃなくて、

提訴した後に、和解じゃなくて、和解はできなかったと、そして明渡しをしてもらったと、そこでまだ払わない人がいるんでしょう。例えば、さっき2, 300万円程度があるとか言われておりましたが、その方たちに対する徴収はどのようにしているのかというお尋ねです。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部理事。

○土木都市建設部理事（佐甲 裕史君） 2, 300万円と先ほど申しましたものにつきましては、いわゆる法的措置、最近では支払督促というふうに先ほどから何回も答弁申し上げて申しわけないんですが、それ以前については、支払い命令を受けるとか、そういった明渡しの上で支払い命令を受けるとか、そういったことをやっておりますが、その判決を受けても何の音沙汰もないとか、裁判所に出てこないとか、そういったことで判決だけが出て、そのままという方も、実はいらっしゃいます。そういう方についての金額になっておりますので、中には、その段階でやっと分納にこたえていただくという方もいらっしゃいます。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 7番、三原議員。

○7番（三原 昭治君） 分納にこたえる方の話はいいんです。分納までいけばいいんですが。支払ってくれない人たち、そういう人たちには、どのような対応、文書の対応だけですか。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部理事。

○土木都市建設部理事（佐甲 裕史君） 文書と申しますか、もう法的措置まで行った結果になっておりますので、もう行くところまで行っている方というふうに、適切な言葉じゃないかもしれませんが、方でございます。その方の中には、もう既に、その後死亡されている方とか、自己破産をされた方とか、そういった方も数多くございます。それとか、住所がもうわからない方、いわゆる職権で、もう住所がないという方も中にはいらっしゃいます。いわゆる処理のしようがないという方も数多くいらっしゃいます。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 7番、三原議員。

○7番（三原 昭治君） 可能性のない話ばかりされるんですけど、可能性がまだ、例えば皆さんが、じゃあ、一つ聞きましょう。今、言われた死亡された方や、住所がわからない方、それ内訳を教えてください。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部理事。

○土木都市建設部理事（佐甲 裕史君） その人数、そこら辺については、今手持ちの資

料ございませんので、御容赦ください。

○議長（松村 学君） 7番、三原議員。

○7番（三原 昭治君） 本来なら、私ここでちょっと怒るところなんですよね。手持ちがないからわかりませんというのだったら、私、質問やめますよ、もうこれで。何のために質問しとるかわからないじゃないですか。

それと、先ほど2,300万円ぐらいが、もう不可能に近いと言われたんですけど、計算してみると、4,600万円はもらえているということですね。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部理事。

○土木都市建設部理事（佐甲 裕史君） 残りの件数につきましては、分納誓約の残債がある方であるとか、係争中の方も中には含まれております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 7番、三原議員。

○7番（三原 昭治君） あのね、答弁が漠然としてるんですよ、具体性が全くないんですよ。だから、何件で幾らあって、何件でこういうふうな形になっていきますというきちんとしたものがない。そういう取り組みがこういう結果を生んでくるということを指摘したいわけですよ。

例えば、一つ聞きます。県外へ転居された方で、なかなか通知しても払ってくださらないと、そういう方にはどのようにしているんですか。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部理事。

○土木都市建設部理事（佐甲 裕史君） 先ほどの答弁ともちょっと重複いたしますけども、県外に住所があるとはっきりわかっている方については、法的措置については裁判所と先ほど申しましたが、その履行をさせる過程の中で、この近辺の、最近もございましたけども、福岡であるとか広島であるとか、最近でも戸別訪問をさせていただいております。居住実態を調べるとかいろいろございますので。そういったこともやっております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 7番、三原議員。

○7番（三原 昭治君） では、29年度の戸別訪問の件数を教えてください。

○議長（松村 学君） 休憩しましょうか。はい、暫時休憩します。

午前11時52分 休憩

午前11時54分 開議

○議長（松村 学君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。土木都市建設部理事。

○土木都市建設部理事（佐甲 裕史君） 大変失礼をいたしました。平成29年度に戸別訪問しているのは1件でございます。これは県外で、北九州市のほうに戸別訪問いたしております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 7番、三原議員。

○7番（三原 昭治君） もうこの質問はいいです。

次に、そういう戸別訪問とか、いろいろ法的措置とかとる前に、そのためにトラブルがあったときにちゃんとその保証になってもらおうという保証人をとられていると思うんですが、保証人の責務は何ですか、教えてください。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部理事。

○土木都市建設部理事（佐甲 裕史君） 居住者が一切の責務を負うというふうに契約書の中で、保証人をとるときにも、保証人の欄の中にも書いてございますが、その居住者が故意に住宅を壊すであるとか、そういったことも含めて、家賃も含めて、一切の責任を負うといったことでございます。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 7番、三原議員。

○7番（三原 昭治君） 保証人については、以前も質問いたしました。やはり保証人になる方も自覚を持って保証人になっていらっしゃると思いますので。例えば、今いろいろまだ未納分については保証人に対応というのは、先ほど文書でという話がありましたけど、どのような、具体的に、ほかには対応されておりますか。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部理事。

○土木都市建設部理事（佐甲 裕史君） 文書で言ったことしておりますし、いわゆる来庁、「保証人さん、ちょっと来てお話聞いてください」といったことで、居住者本人がお支払いいただけるようお願いをするといったこともやっております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 7番、三原議員。

○7番（三原 昭治君） 来庁してもらってというのはどの分……もうこれ以上聞きません。恐らく件数的にもわずかだし、恐らくその未納の分に対しては、きちんと保証人に対応してもらえれば、そんなに未納が生じるということは思っておりません。これは前も質問いたしましたけど、ぜひもっと市民の税金という感覚で考えてください。やっぱり市民の税金も投与しておるんですよ、いろいろ。そういう部分から、今まで全く保障人には対応してないはずですよ。だから、きちっと保証人の方にも対応してもらおうという、そうい

う体制を、姿勢をとっていただきたいということ。

ちょっと質問をかえます。市営住宅には駐車場が整備されております。今現在、駐車場の整備状況はどうなっているか教えてください。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部理事。

○土木都市建設部理事（佐甲 裕史君） お答えいたします。

解体中の大平山住宅を除く26の市営住宅のうち、駐車場区画が整備して、いわゆる使用料を徴収している住宅は17住宅でございます。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 7番、三原議員。

○7番（三原 昭治君） 今26カ所のうち17カ所が区画が整備され、使用料を徴収しているということだったんですが。確か去年、委員会で全て完備されていないと、その理由として、全入居者のスペースが確保できないという答弁がありました。もう一度整備されていない理由をお尋ねいたします。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部理事。

○土木都市建設部理事（佐甲 裕史君） お答えいたします。

市営住宅の敷地面積の関係で、駐車区画を、市営住宅によりましては居住者数といえますか、部屋数に応じた区画が設けることができない市営住宅があるといった状況でございます。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 7番、三原議員。

○7番（三原 昭治君） そうですね、これ入居者の方から私は聞いたんですけど、敷地面積で十分にそれがとれないと。なのに、一部の方はそこにとめていると。私たちは民間の駐車場をお金を出して借りている、これどういうことなんですかと。どうして一部の方は無料で市の空き地にとめているのですかという御質問がありましたが、そこはどうなんでしょう。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部理事。

○土木都市建設部理事（佐甲 裕史君） 以前の一般質問でも私もいろいろ見させていただきましたが、そういった市営住宅があると、駐車区画がないのに、今の時代ですから車を持ってらっしゃる方が勝手にとめると。勝手にとめられない方は、民間のところにとめてらっしゃると。そういった適正でない管理といいますかは、私も確認をしておりますので、それにつきましては、管理の方策等をちょっと研究させていただいて、議員がおっしゃるような公平公正な管理に向けて、ちょっと検討させていただければというふうに思い

ます。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 7番、三原議員。

○7番（三原 昭治君） もうお昼になりましたので、ぼちぼちあれしますけど。

今、家賃の未納の話、そして駐車場の話をしました。家賃について、滞納している、払わない方は、市営住宅に住んでいる方々は、通路や階段、浄化槽など、いわゆる共益費というものを支払っていらっしゃいます。この家賃を払ってない方に対する共益費はどうなっているか。これは勉強のために市長さん、御存じでしょうか。

○議長（松村 学君） 市長。

○市長（池田 豊君） 結果的でございますけど、残りの方の負担になっているかと思えます。

○議長（松村 学君） 7番、三原議員。

○7番（三原 昭治君） そうなんです。結果的には、もうほかの方、10人の入居者がいれば、例えば4人が払わないと。というのは、10人分を6人が割ってずっと払っているわけなんです。こういう不条理も今、現状で生じているということを強く認識していただきたいと思えます。

市営住宅等の家賃滞納については、これまで何度も私は質問をさせて、もう嫌になっていらっしゃると思いますが、あえて今回取り上げたのは、市長が厳しい財政状況にあると言われる中で、先般の財政状況の説明では、収入について活用できるものの全てを利用し、増加を図ると言われています。また、一般質問においても、財政健全化に向け、新たな歳入確保に努めるともされており、そのために、市民の負担を強いるのではなく、例えば今話しました市営住宅家賃についても、正当なこれは収入であります。駐車場は、新たな歳入確保であると。私はそういうふう、そういう観点から捉えております。

これまで話をした中身は、全体の予算から見れば、ごくごくわずかな歳入かもしれませんが、塵も積もれば山となる、この姿勢が私は健全財政の取り組みにつながってくると確信しております。ぜひそういう姿勢で臨んでいただきたいと思えますが、市長が何か言いたそうなので、市長、何かあれば、弁解をよろしく申し上げます。

○議長（松村 学君） 市長。

○市長（池田 豊君） 議員から貴重な御提言、ありがとうございました。厳しい財政状況の中で、歳入確保に努めなければなりませんけども、そうした中で公平公正というのが大変重要な視点になると思っております。そうした、議員がありましたように、この少しのことでも確保していく、実施に当たっては、きちんと公平公正、いろんな状況ござい

ますので、そういう状況もしっかりと踏まえながらでございますけれども、公平公正の観点から先ほどの連帯保証人の話もありましたけれども、何のためにそういう制度があるのかという原点に立ち返って、しっかりと対応していきたいと思っております。

○7番（三原 昭治君） 以上をもちまして、1項目の質問を終わります。

○議長（松村 学君） 質問の途中ですが、ここで昼食のため午後1時10分まで休憩いたします。

午後0時 4分 休憩

午後1時 9分 開議

○議長（松村 学君） それでは、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を続行します。7番、三原議員の2項目めからの質問から再開いたします。7番、三原議員。

○7番（三原 昭治君） 午前中に引き続き、質問をさせていただきます。

2点目の全国大会等出場報奨金制度についての質問をいたします。

防府市は、市民のアマチュアスポーツ全国大会出場に対し、個人・団体を対象に、その推進を図るために報奨金制度を設け、報奨金を交付しています。この件につきましては、昨年、交付金額において、高校野球と他の競技との不公平について指摘しましたが、その後、多くの関係者や市民の皆さんから、同様に不公平な取り扱いに対して、疑問と是正の声が届きました。公平性の観点から見直しをすべきではないかと思いますが、市のお考えをお尋ねいたします。

○議長（松村 学君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 三原議員からの全国大会等出場報奨金制度についてのお尋ねにお答えいたします。

昨年のときは私でございませんでしたので、昨年の答弁は、よく承知しておりませんので、その辺は御理解お願いしたいと思います。

防府市は、これまで多くの競技種目の個人・団体の皆様が、全国大会へ出場されており、アマチュアスポーツが本県の中でも本当に大変盛んな地であると思っております。私はスポーツをすることも見ることも大好きで、特に高校野球については、昭和43年の選抜の防府商業が出場されて以来、市内の高等学校が甲子園出場の場合には、欠かさず応援に行っております。一昨年、高川学園高等学校が出場された際にもアルプススタンドで応援をさせていただきました。

全国大会に出場する高校野球への報奨金について、他の競技との公平性の観点から見直すべきではないかとの御質問でございます。

本市の全国大会等出場報奨金交付制度は、防府市民がアマチュアスポーツの全国大会以上の大会に、厳しい予選を勝ち抜いて出場される場合に、その功績を広く褒めたたえるため、報奨金を交付するものでございます。

その中で、高校野球や都市対抗野球等の全国大会につきましては、地元を挙げて応援する大会として、テレビ放送等で地元が紹介されることで、全国へ向けて本市をPRする絶好の機会となること、また過去の甲子園出場校への交付実績も踏まえ、交付要綱において特殊な大会として位置づけ、その都度、交付額を決定することとしているものでございます。

報奨金交付額について、他の競技と高校野球を比較した場合の公平性が保たれていないのではないかとお尋ねでございますが、現在の要綱が平成11年に制定されており、来年で20年を経過することとなります。この間、野球以外のさまざまな種目で競技人口が増えるなど、スポーツを取り巻く環境も時代とともに変化してきております。

また、制度の運用において、特定の大会を特殊な大会として位置づけ、交付額の算定に客観的な根拠がない中で、その都度決定するという事は、市民の皆様には十分理解をいただけないことも懸念されます。

このようなことから、全国大会等出場報奨金交付制度については、現在のアマチュアスポーツを取り巻く環境等も踏まえ、全体の見直しを行い、市民の皆様にとってわかりやすい制度としたいと考えております。

私としては、高校野球はもちろん、2年後の東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、一人でも多くの市民の皆様が全国へ、そして世界でも活躍されることを期待しております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 7番、三原議員。

○7番（三原 昭治君） 御答弁、ありがとうございました。

全体的に見直しを図っていきたいということで、もうこれで終わっていいんですけど、見直しをされる中で、少しいろいろ質問をして、それも参考にさせていただきたいと思いません。

報奨金制度の内容ですけど、まず中学生以上が1人に対して3,000円、上限が団体であれば3万円。中学生以下が5,000円で、上限が団体であれば5万円と。中学生以上が3,000円で、以下が5,000円というのはどういうところからこの金額をはじ

かれたのか、教えてください。

○議長（松村 学君） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊野 博之君） 御質問にお答えいたします。

再度確認ですが、本市の報奨金の要綱によりますと、小学生の個人が1人5,000円、小学生以下の団体、これが5万円を限度にして5,000円で人数を掛けております。あと一般も含んだ中学生以上、これは個人が1人3,000円、中学生以上の団体、これが3万円を限度として3,000円に人数を掛けております。

それで本市の場合、小学生が5,000円がベースになっております。中学生が3,000円になっているということで、これは中学生は別途、部活動の部分もあります。それはそれで教育委員会のほうから助成がございます。そういうこともございまして、本市の場合は、中学生の部分が若干小学生以下より少ないと。ほかの、小学生も基本的にはスポ少とか、そういうのは、こちらから交付対象にして、学校のほうの交付対象とはなっておりません。

そういう事情がありまして、中学生のほうは3,000円、小学生のほうは5,000円をベースにして考えております。若干差をつけております。

○議長（松村 学君） 7番、三原議員。

○7番（三原 昭治君） 先ほどの冒頭、市長の答弁で、平成11年に現行の制度が設けられたということですが、その現行の制度の前に、平成5年に全国大会出場等補助金交付要綱というのがありました。それが平成11年度に現行になったはずですが。

お尋ねしますが、その平成5年、平成11年からこれまで支給額の改正を行われたかどうか、お尋ねいたします。

○議長（松村 学君） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊野 博之君） お答えします。

要綱の中身については、若干の組みかえとかやっております。平成5年時の要綱につきましては、結構細かく、スポーツ少年団が幾らとか、家庭婦人大会が幾らとか細かくお示ししてございまして、平成11年に改正しましたときには、ある程度、それをくくって、中学生以上とか小学生以下とかでくくっております。

それで、金額につきましては、当時と基本的には変わっておりません。5年と11年では変わっておりません。

○議長（松村 学君） 7番、三原議員。

○7番（三原 昭治君） いや、5年と11年じゃなくて、現行とはどうですか。

○議長（松村 学君） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊野 博之君） 現行とも変わっておりません。

○議長（松村 学君） 7番、三原議員。

○7番（三原 昭治君） 平成5年の補助制度から、もう25年ですよ。それから平成11年の現行から19年、全く数字が変わってないということです。中学生以上は3,000円と。

たしか前回の質問のところで、教育長さんにお尋ねしましたが、たしか去年の3月だったですかね。小学生のお年玉は平均幾らでしょうということをお尋ねしたと思いますが、覚えてらっしゃいますか。数字を言ってみてください。（笑声）ああ、いいですよ、ごめんなさい。いいです。突然だからごめんなさい。3,000円ですよ。小学生のお年玉が3,000円、このスポーツで頑張りなさいという報奨金が中学生以上が3,000円というので、全くこれ変わってないというのが本当に私にとってはおかしな話で、逆に言えば、行政の怠慢だとしか思えません。25年も19年も同じ数字でずっといくというのは、本当、防府市民というか、スポーツやる方は皆、紳士でありまして、全くそういうことは言われない、表では。しかし、こういうことでは、全くいけないと思います。やはり時代に即した、時代に合った金額等にやっぱり変えていくべきでございます。しっかりその点も、全体の見直しの中で対応していただきたいと思います。

次に、要綱の中に、中学生以上が出場する大会で、「高校野球・都市対抗野球等の特殊な大会に11名以上が出場する場合の報奨金の額はその都度市長が定める」とあります。高校野球の一昨年の600万円とした経緯、根拠、それを教えてください。

○議長（松村 学君） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊野 博之君） 高川学園が甲子園に出られたときの600万円の報奨金の根拠でございますが、基本的には他市の状況と、それと参考にさせていただいたのは、本市の当時の防府商業が平成8年に甲子園に行かれたとき、500万円、そのあたりの金額を勘案して、600万円というのを設定しております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 7番、三原議員。

○7番（三原 昭治君） ちょっとこの件は、その点については、あと、また私、質問いたします。

そして、先ほど、前回の質問の中で、日本を代表する国民的行事で、市をPRできる放送体制になっているということが特殊な大会であるという定義であると答弁がありましたが、これは現市長が答弁されたことではないんですが、先ほど全国にPRできる絶好の機会ということを言われましたけど、改めて特殊な大会とはどのような大会なのかお尋ねし

たいと思います。

○議長（松村 学君） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊野 博之君） お答えいたします。

特殊な大会といいますと、先ほど本答弁でもございましたが、マスコミ等で大々的にテレビ放送等で本市の紹介をしていただいたり、全国へ向けて本市をPRする絶好の機会と捉えられる大会、また、これまでのそのスポーツに対する本市での盛り上がり等を勘案して考えられるものだと考えております。

○議長（松村 学君） 7番、三原議員。

○7番（三原 昭治君） それではお尋ねします。市をPR、放送ということで、本市を紹介してもらえらるということでもございましたけど、一昨年の高川学園の試合前に紹介された市のPR、放送時間は、PR時間はどのぐらいで、その内容についてはどのような内容であったか、その後の効果についてお尋ねします。

○議長（松村 学君） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊野 博之君） お答えします。

甲子園の大会当日のPRは、数分程度の学校紹介を中心にやられておりますが、それ以外でも特集を組んだり、これは地方版のテレビとかでもローカルでいろいろやってもらって、これは市外といいますか、県内でもかなり防府の学校もPRしていただけますし、県内、そして当日は、勝ち進めば、どんどんもっとPRしていただけるんですが、当日は番組でそういう、簡単ではございますが、地域の紹介があったと思います。あったと思いますというか、やっております。

○議長（松村 学君） 7番、三原議員。

○7番（三原 昭治君） お金を支給されるんですから、もう少し具体的に、先ほど言いました、例えば試合前に、今回もそうですけど紹介がありますよね、各学校の。その要する時間、それと内容、どのような内容であったか、そして、そのPRされた効果は何かの形であらわれてきたかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（松村 学君） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊野 博之君） ちょっと時間等はわかりませんが、学校紹介でチームのメンバーが出て、自分のチームのこととかを紹介していたと思います。それと、防府市を若干紹介していただいていたと思います。

それで、効果といいますと、特に外に出ている防府市出身の方とか、特にそういう方を中心に、ふるさとの思いといいますか、学校、防府にいたときのことを思い出したり、そういうことで県外の方に防府市出身者を中心に、ちょっと話題が広がって、防府を思っ

いただけるという、思い起こしていただけるという効果はあったのではないかと考えています。

以上です。

○議長（松村 学君） 7番、三原議員。

○7番（三原 昭治君） はっきりしっかり答弁いただけると思いましたが、何か抽象的な曖昧な、まあその程度なんです。やっぱりそのぐらいのPRというか紹介があっても、皆覚えていません。市長は野球に関しては、高校野球に関しては、大変精通されているということで、昨日も——私もちょっとやっておりましたが、私のことは全く覚えてないで、相棒のピッチャーのことはよく覚えていらっしゃったということで、きのうがっかりして帰りましたけど。

次にお尋ねいたしますけど、高校野球・都市対抗野球等と要綱には明記されておりますが、都市対抗野球に該当するチームはどこか教えてください。

○議長（松村 学君） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊野 博之君） 答えいたします。

都市対抗野球は、以前、防府市も協和発酵さんとか野球盛んな社会人のチーム、盛んにやっておりましたが、現在では、今一応都市対抗野球の全国大会の予選に出られているチームも2チームあると聞いております。航空自衛隊防府クラブの皆さんや、山口防府ベースボールクラブの方で、全国大会までは行かれておりませんが、予選に出場されていると聞いております。

○議長（松村 学君） 7番、三原議員。

○7番（三原 昭治君） 協和発酵は平成14年に廃部になりましたよね。多分、この要綱ができたときには、協和発酵に亡くなられた津田投手、その方いらっしゃったということで、この中に要綱に入れたと私は聞いております。

次に、要綱の「その都度市長が定める」、高校野球・都市対抗野球等についてありますが、その支給額を決める基準というのはどのようなようになっておるわけですか。

○議長（松村 学君） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊野 博之君） これは、そういう種目でその大会に出場された、実績をお持ちになっている自治体等の数字を参考にして決定しております。

○議長（松村 学君） 7番、三原議員。

○7番（三原 昭治君） 全国にはたくさんありますけど、全くそれを公平感をもって、特に特殊、特殊という意味が私にはよくわかりませんが、高校野球に対して、それだけの額を入れなくて、皆さん公平平等にされているというところもあると思いますが、御存

じでしょうか。

○議長（松村 学君） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊野 博之君） 自治体によっては、全くそういう特殊なケースとして捉えずに、扱わずに、他のスポーツと一緒に扱っている自治体があることは知っております。

○議長（松村 学君） 7番、三原議員。

○7番（三原 昭治君） そうですよ。今、だんだん増えてきているそうですよ、そういう自治体が。

ちなみに、先ほどからその基準額、基準になるのは何かと言いましたが、過去の例とか他市の参考とかというのがありますが、一昨年決めた経緯ですけど、600万円に至るまでの経緯ですけど、当初、市制施行80周年だから800万円であろうという話から始まり、次に、それは高過ぎるんじゃないかという話から、次に縁起のいい数字で700万円じゃどうだろうかという話があった。全くきちんとした積算根拠もなく、この程度で600万円になったと私は聞いております。市民の大切な税金を、市長の単独的な、今申しましたのが事実であれば、安易な考えで操作するようなことは、私は時代感覚から言って、大変ずれていると思っております。

市長、この点については、どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（松村 学君） 市長。

○市長（池田 豊君） 先ほど本答弁で申し上げましたけれども、しっかりとした積算の根拠というか基準、そしてまた市民の皆様にとって貴重な税金でございますから、しっかりとわかってもらえるような制度にしなければならないと考えております。

○議長（松村 学君） 7番、三原議員。

○7番（三原 昭治君） 私は、この文言がどうも余り好きではありません。「その都度市長が定める」と。それは部内で皆さんで話し合っただけで最終的に決定するという意味にも捉えられるんですけど、この文言が、昔からいろんな条例とかいろんな要綱とかの中に、最終的には特別なものは市長が定めるというのがあります。こういう文言は、もうやめるべきではないかと私は思いますが、いかがでしょう。

○議長（松村 学君） 市長。

○市長（池田 豊君） 行政用語でございますので、それはしっかり確認した上で、私も自分、私が恣意的に決めるようなイメージを持たれたくないもので——ただ、行政用語なもので、それが要綱上でどのように使えるかということは研究、検討させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（松村 学君） 7番、三原議員。

○7番（三原 昭治君） そうですね。行政も、もう一時期言っていましたね、市民にわかりやすい用語、文言を使おうということ。やっぱり内容も、市民の人たちにわかりやすい、ただ単純に、私みたいな単純な頭な人間だったら、これは市長が皆決めるのかなどしか考えないんですよ。だから、ぜひその点も十分考慮していただきたいということをおきます。

それと、もう一つ、市長にお尋ねしますが、市長は、市政運営に当たって、市民に対して基本、根本的な姿勢は何と考えていらっしゃいますか。

○議長（松村 学君） 市長。

○市長（池田 豊君） 市民の皆さんに対して、公平公正でしっかりした市政を進めることだと考えております。

○議長（松村 学君） 7番、三原議員。

○7番（三原 昭治君） 公正公平ですね。だから、この中身を今、制度の中身を見ると、公正公平に市民の目から映るか映らないか、恐らく。かなりの反響がありました。知らなかったと。例えば、誠英高校女子バレーボール、これは全国に有名です。ましてや、また高川の男子バレーボール、サッカー、もうどんどん今有名になってきております。そういう関係者の方々、ほかの方々から聞いても、「3万円ですか」と、上限がですね。びっくりされておりました。その半面で、野球は何でこんなに厚遇しているのかということも聞きました。

誤解されたら困るんですけど、私も野球をかじったほうですから、別に野球に出してはいけないということは全く言っておりません。大いに出してあげてほしいんですけど、出すんなら、先ほど市長が言われた公正公平という観点から、やっぱり考えていただきたいということを私は言いたいのでございます。

2020年に開かれる東京オリンピック・パラリンピック、54年前の東京オリンピックは、まだ私は小学生でしたが、いろいろ調べてみましたが、パラリンピックの文字が見当たりませんでした。私はテレビで、そして新聞の切り抜きもしました。その中で、やはりパラリンピックというのは全く目にしたことはありませんでした。私が十分ではなかったのかもしれませんが。

それが現在では、ごくごく当たり前に、平等に公平に放送されております。だから、特殊なものだけが放送されているわけじゃありません。全てのものが、ごくごく当たり前に隔たりなく放送されています。そのような時代に、国民的行事とか、放送体制があるとかないとか、全く私は時代おくれで、時代錯誤のような古い考えは、市長が選挙中に言われ

ました「刷新」すべきだと私は思っております。同じ市民、同じスポーツに特殊はありません。

市長、時代に合った、先ほど申された公正公平な対応を図るべきだと思います。先ほど全体的に見直していくということで、もうその答弁でいいんですけど、再度、公正公平の観点から御答弁をいただきたいと思います。

○議長（松村 学君） 市長。

○市長（池田 豊君） 再質問にお答えします。

先ほども答弁いたしましたけれども、この要綱ができて20年たつわけでございます。時代とともにスポーツを取り巻く環境も当然変わってきております。本市で言いますと、サッカーも強いし、またバレーボールは男女とも全国で3位になるという、そんなような状況がございます。そうしたことを踏まえ、環境が大きく変わっております。そうした中で、この制度は頑張った者に対して報奨、褒めたたえるという制度でございます。その原点に立ち返って、全体を見直していきたいと考えております。

○議長（松村 学君） 7番、三原議員。

○7番（三原 昭治君） ありがとうございます。しっかり市民の声を聞いて、しっかり判断して、スピーディーに反映していただきたいと思います。

以上をもちまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（松村 学君） 以上で、7番、三原議員の質問を終わります。

○議長（松村 学君） 次は、10番、橋本議員。

〔10番 橋本龍太郎君 登壇〕

○10番（橋本龍太郎君） 皆さんこんにちは。「自由民主党清流会」の橋本龍太郎でございます。通告に従いまして質問をさせていただきます。

本日は、発信力ある防府市にするためにを大項目に3つほど質問をさせていただきます。真摯なる御答弁どうかよろしくお願いいたします。

まず、池田市政になりまして初めての質問でございます。まずは池田市長当選おめでとうございます。私は、池田市長が担われるこれからの4年間で防府市にとって非常に重要である、そのように考えるところでございます。将来、過去を振り返った時に市民の方々より、ああ、あの時の4年間でよかった、そう思われるよう池田市長の類いまれな経験に裏打ちされた企画力、行動力そして何よりリーダーシップに期待するところでございます。どうかよろしくお願いいたします。

さて、私が議員に当選させていただいたのは6年前でございます。当時は前年の東日本

大震災の影響下、日本全体に閉塞感が漂う、そのような状態でございました。日本全体が元気を取り戻すにはどのようにしたらいいのか、それには都市部よりは、まずは地方が元気になることが日本の元気を取り戻す一番の早道ではないか、過去の一般質問等でも訴えさせていただきました。

ちょうど同じころ、国では政権交代等があり、安倍政権が誕生をいたしました。どん底にありました日本ではございましたが、アベノミクスなどの施策の影響か、株価の上昇、また円安傾向と、私は少しずつではありますが日本が元気を取り戻しつつあるのではないかと、そのように感じているところでございます。

そして現在、地方創生の名のもとに地方が国からの押しつけでは決してなく、それぞれの地域で、それぞれの地域の特色を生かした政策等を立案し、地方にとって生き残りをかけた都市間競争、または都市間連携をしなければならない、そのような時代がやってまいりました。

地方創生、この言葉、大変聞こえはいい言葉ではございますが、私はこの言葉に国から地方に対するメッセージ、これが多分に含まれているのではないかと、そのように感じているところでございます。本年も地方創生のための予算、地方公共団体が自主的、主体的に行う先導的な取り組みに対し補助される地方創生交付金は約1,000億円の額でございます。私はこの額で全国全ての地方が元気になる、そのようには到底思うことができません。また、1,000兆円を超える借金を抱える国にそこまでの余裕があるとも思えません。

我が国においては、今までのように全国津々浦々まんべんなく横並びに全ての地方を元気にしようというのではなく、常日ごろより自ら考え、スピード感をもって確実に実行に移せる、そのような自治体は今後も引き上げていきますよ。また、そうでない自治体、これは衰退していきますよ。このようなことを国は政策面でもメッセージとして送ってきているのではないかと、そのように確信するところでございます。

数ある地方創生のための政策の中で、企業版ふるさと納税という制度がございます。この制度は、全ての地方自治体が策定しております、ひと・まち・しごと創生総合戦略、いわゆる地方版総合戦略の中から国が地方創生に特に効果が高いと認定された事業に対し、それぞれの自治体が企業から寄附を受け、寄附をした企業におきましては税控除を行う、そのような制度でございます。

この制度におきましては、地方創生を応援していきたい、そのような企業にとりましても、地方創生に民間資金を注入していきたい自治体に取りましても、双方にとって大変効果がある制度ではないかと、そのように評価するところでございます。

ですが、この施策は裏を返せば国は地方に対し、もう補助金、交付金、これを今までの

ように当てにしないでください。この政策を施行したのであるから、自分たちの町が元気になる、そのためのお金は知恵を絞り、自分たちの手で稼いできてください、そのように言われているように感じるのは私だけでしょうか。

このように、国そして県のスピードは恐ろしいくらい早くなってきております。県の総務部長の要職につかれておられました池田市長におきましては、このことはよく御存じだと思います。

防府市といたしましては、この流れに決して取り残されないようしっかりとついていかなければならず、私が考える将来にわたって生き残れる自治体の形、今の防府市にとって必要な要素は、常に時代を先取りしたしっかりとした準備ができる、そのような体制づくりと、そしてトップセールス、この2つに尽きるのではないかと考えるところでございます。市長におきましては、どのようにお考えでしょうか。

また、その部分において、今までの防府市ではまだまだであったと私は思いますし、防府市の持つ潜在能力、発信力が十分生かされていないのではないかと、そのようにも感じるところでございます。ですが、そのようなことを言っている時間はもう余り残されていないのではないのでしょうか。きょう現在におきましては、この山口県が全国の中でも国に特に注目されている県であることは間違いございません。それはなぜかと申しますと、安倍総理をはじめとする高村自民党副総裁、また県内選出議員の方々が国の要職を担われ、地元の声が全国的にも届きやすい県であるからであると私は考えております。

先日、市長そして正副議長で防府市の要望を国に届けた際も、私はそのことを特に強く感じたところでございます。そうであるならば、安倍総理はいつまで総理をやられるのでしょうか。現在、自民党総裁選の真っ最中でございます。地元山口県の議員といたしましては、何としても安倍総理の再選を果たしていただきたいところでございます。

ですが、仮に再選をされたといたしましても任期は3年でございます。それ以上は、党の規約上ないわけでございますから、私は安倍総理が総理であられる間、今から3年間が山口県にとっても、そしてこの防府市にとっても最後のチャンスではないか、そのように心から思うところでございます。

そのことから、冒頭申し上げたとおり、私は池田市長が担われるこれからの4年間が防府市にとって生き残れるかどうかの正念場であると考えているところでございます。これからの防府市が発信力ある防府市となるために、何とかその間に今後の10年、20年、そして50年先の防府市の未来の礎を長期的なものから短期的なものまでビジョンとして発信し、そしてスピード感をもって確実に国に発信していただきたい。そして、最低でもその道筋だけはつけていただきたい、私はそのように考えるところでございます。そのことを

踏まえ、質問に入らせていただきます。

1 番目でございます。トップセールスについてでございます。

トップセールスを辞書で引くと、企業の社長みずから自社製品の特長や、優秀性を宣伝し、積極的にセールスを行うこと。また、地方自治体の代表などが、国や地方の産物・産業をほかの国や地方に売り込むこととございます。

冒頭申し上げましたとおり、これからの時代、都市間競争、または都市間連携を行うに当たって、いかにトップセールスができるかが重要になることと私は考えるところでございます。個人的にはございますが、現在、県内他市の中では岩国市、長門市、宇部市などは活発に動かれてるように感じるところでございます。

池田市長におかれましては、就任以降、産業戦略本部、または農業政策懇談会の設立、そして庁舎建設においても総合庁舎との合築を目指した方針を示され、また農業試験場の防府への誘致活動など、国そして県を巻き込んだ政策の立案、そしてその政策の実現へ向けての取り組みにおきましては、大変評価をするところでございます。

国そして県への働きかけは、市長の得意分野でもあり心配はしてございません。ですが、先ほど申しましたとおり、地方が補助金、交付金だけを当てにできない時代がそこまでやっていると私は考えております。企業版ふるさと納税を代表する政策から推察するに、今後の地方はそれぞれの自治体でいかにして民間資金を注入できるかが都市間競争を生き抜くポイントになるのではないのでしょうか。

民間がお金を自治体に投入する際には、我が企業は〇〇日本一の町を応援しているなど、PR効果が見込めるなどと、企業にとって費用対効果の部分が大きく左右することになると思います。

ここでお尋ねいたします。市長が対外的に防府市を売り込む際、市の旗印となるものはどうにお考えでしょうか。また、市長はトップセールスについてどのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

2 番目に情報戦略についてでございます。

近年 I C T の進展によってスマートフォンの急速な普及など、人が情報に触れる手段が多様化し、情報がさまざまな角度からあふれております。防府市におきましても、本年 4 月より情報発信課が創設され、さまざまな取り組みをされているところだと思っております。

また、情報戦略については過去に同僚議員よりシティプロモーションやシティプライドについて質問が出ております。その際の答弁では、本市のイメージを高め、市内外にその魅力を発信することは、市民が誇りに思えるまちづくりを進める上で極めて重要であり、さらなる町の魅力向上を図るとともに、より効果的なプロモーション活動を展開していけ

るような戦略、方針について庁内で検討すると答弁されております。その後の検討状況、また市長は防府市の対外的な情報戦略についてどのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

また、こちらは提案でございますが、昨年12月に自民党会派におきまして上京いたしました。山口県東京営業本部へ伺い、山口県のアンテナショップである「おいでませ山口館」の視察をさせていただきました。こちらでは、県内各地の重点特産品のPR販売を行うなど、主に山口県の情報発信を行う核となる施設でございました。その中では、瀬祭をはじめとするお酒や、また水産加工物などが多数取りそろえられており、在京県人や、また近所のオフィスの方々より人気を博しているとのことでございました。

また、来館者だけを対象とするのではなく、戦略としてもっと山口県を知ってもらおうと、各企業内での訪問販売やスーパーまたは百貨店で物産フェアなど、昨年の売り上げは約2億円とお聞きしました。

さらに、山口県の中でも細分化し市町村に分けた各市町村フェアも開催しているとのことで、昨年は萩市、長門市、周南地域、柳井市などが手を挙げられたとのことでございました。

私は、このような取り組みにもっと防府市も積極的に参加するべきではないかと考えるところでございます。在京県人だけではなく、全国的に防府市をもっとPRできるだけではなく、いろいろな方々に防府市を知ってもらうことで最終的にふるさと納税の増加や、さまざまな利益、また発信力の強化にもつながるのではないのでしょうか、お尋ねいたします。

3つ目に、防府市の広報手法についてお尋ねいたします。

近年のICTの進展により、情報に触れる手段も多様化し、情報がさまざまな角度からあふれており、これまでの手法を踏襲するだけでは、情報をうまく届けることが難しい、そのような時代となっております。さまざまな分野の多岐にわたる防府市の情報を発信するには、伝えたい相手や内容、時期など、さまざまな条件を加味して広告媒体を選び、発信方法を工夫しなければなりません。そのことは、ただ単に政策や行事をインフォメーションするだけではなく、さまざまな施策の理解を深め、その効果を高めることにもつながると私は考えるところでございます。

その中でも、市民に一番近い広告媒体は市広報でございます。市広報は自分が自治会長をすることになり、月2回地域住民の皆様にお届けするようになり、今までよりかなり身近に感じられるようになりました。また、情報発信課よりさまざまな見直しが行われていると聞いております。

ここで提案ですが、市広報を使い、少しでも防府市行政をもっと身近に感じていただくために、今まで市長メッセージを掲載しておりました部分を使い、各部各課の方々の紹介やPRを行うことができないか考えられないでしょうか、お尋ねいたします。

政治もそうでございますが、行政もいかに市民との距離感を縮めることができるか、このことが大変重要だと考えるところでございます。よろしくお願ひいたします。

また、もっとも市民に近い広告媒体でございますので、市広報の作成に当たってもっと市民の声を入れられたらどうでしょうか。もしかしたら、市広報は月2回ではなく、月1回にしてもっと内容を充実してほしいなどの意見もあるかもしれませんし、自治会を巻き込むことで市広報を使い、自分の地区のPRを他地区の住民に行いたいなど、さまざまな意見、要望が出てくるのではないのでしょうか。執行部のお考えをお聞きいたします。

最後に、稼働してない情報媒体についてお聞きいたします。

市民への広報の一翼を担っていた消防庁舎の電光掲示板についてでございますが、この掲示板は故障し運用を停止してから約2年が経過しております。昨年、同僚議員より今後の対応について質問しておりますが、今後、方針をどのように考えておられますでしょうか、お尋ねいたします。また、場所を変えての新設も考えられないのでしょうか。

以上、お尋ねいたします。

○議長（松村 学君） 10番、橋本議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 橋本議員の御質問にお答えいたします。

まず、市や私の掲げる旗印とトップセールスについてのお尋ねでございます。

市というか、私の掲げる旗印でございますけれども、私が市の行政を進めるに当たりまして、私の尊敬する戦国武将の一人で、家来を信用し農民を大切にされた武田信玄の風林火山のような旗印を掲げることはおこがましいことと考えております。

ただ、市政運営を行う上でスピード感は大切だと思っております。これまでの公務員時代、私は何事もより迅速にスピード感をもって対応するよう心がけてまいりました。このスピード感を心の中の旗印として市民の皆様の声を天の声として、しっかりとお聞きしながらスピード感をもって市政運営に努めたいと考えております。

なお、スピード違反の場合や、また怠慢の場合には議会の方でしっかりとチェックをしていただきますよう議員の皆様の御協力をよろしくお願ひいたします。

次に、私のトップセールスにかかる認識についてのお尋ねでございます。

企業誘致の折衝や各種イベントに私が市長として現場に赴き、防府市を売り込んでいくことは当然のことと考えております。先月インターネット版の行政情報サービスのインタ

ビュー記事で、日本一変わった市長を目指すと言いましたが、霞ヶ関の方々や他の自治体からの反響もあり、これも本市のPRになったのではないかと考えております。

また、卑近な例で恐縮でございますが、市長就任の挨拶回りで県庁や県の東京事務所、県選出の国会議員事務所を回ったのですが、本市のポスター等が全く掲示されてありませんでした。私はすぐに指示しポスター掲示を行ったわけですが、小さなことでも発信を続けることが本市を売り込む基盤になり、防府市のファンを増やし、結果としてふるさと納税、さらには民間の防府への投資にも繋がっていくのではないかと考えております。

先般、議長・副議長とともに国に対して国道2号の拡幅工事の促進等について要望を行ってきたところですが、市の政策や施策、事業を前に進めるため、私自ら国や県等に対して動くことはもちろん、結果を出すため、あらゆる局面で私自ら動き結果を出すことがトップセールス、私の目指すトップセールスであります。結果を求めて行動し続けますので、議員各位におかれましても御支援、御協力を賜りたいと存じます。

次に、本市の情報発信戦略についてのお尋ねでございます。

議員御案内のとおり、今年度、市内外に向けた発信力の強化を図るため情報発信課を新設いたしております。現在、同課において市広報や公式ホームページなどの広報媒体の抜本的な見直しや、新たなSNSの導入を進めているところでございます。こうした取り組みを進める中で、お示しもありましたが宇部市や岩国市、長門市を例示されましたけれども、防府市が埋没することなく県下ナンバーワンの存在感を示せるよう効果的な情報発信に努めてまいりたいと考えています。

御提案のありましたアンテナショップ「おいでませ山口館」を活用した本市のPR活動でございますが、これまでも県東京事務所主催のイベント等には参加しており、来週16日、17日に東京の三軒茶屋で開催されます、三茶でやまぐち食べちゃろ祭り「おいでませ山口観光物産展」にも出店し、かまぼこや外郎など防府市の特産品を売り込むこととしております。

今後は、さらに防府を売り込むため、県の東京事務所、大阪事務所ともしっかり連携し積極的にアンテナショップ、イベントなどを活用し本市の認知度アップに努めてまいります。

最後に市の広報、市報についてのお尋ねでございます。

議員御案内のとおり、自治会を通じて各御家庭へ配布されている市広報ほうふは、市民の皆様にとって最も身近な広報媒体でございます。この紙面で各部局や職員の紹介等を行ってはどうかとの御提案でございますが、市民の皆様により身近に感じていただくため今年度から特集記事を中心に職員や関係者が顔を出して事業やイベント等を広報してお

ります。

市広報の紙面で職員自らが顔を出すことは近年にない試みで、8月1日号では文化・スポーツ課の職員がセルビアホストタウンの特集記事に、また、満月を表紙としました9月1日号では健康増進課の保健師が自らモデルになって検診を受けている様子の写真が掲載されており、市民の皆さまから広報紙がよくなったなあとの御意見も伺っているところでございます。議員の御提案も踏まえ、今後も防府市行政を身近に感じていただけるよう職員の顔が見える広報づくりに一層努めてまいります。

また、市広報の作成に当たって市民の声を反映させてはどうかとの御提案でございます。市民の皆様が市政情報をどのような広報媒体により入手されているのか、どのような市政情報を必要とされているかを把握し、今後の市の広報活動に生かすため、市民の皆様1,500人を対象に市の広報についてのアンケートを実施することとし準備を進めているところでございます。

このアンケートの中で、市の広報紙についての項目も設けることといたしておりますので、アンケートの結果を参考にしながら市広報の配布に携わっていただいている自治会関係者の御意見もしっかりとお聞きし、市民の皆様は今以上に愛される市の広報紙づくりに生かしてまいりたいと存じます。

また、消防庁舎の電光表示板でございます。

議員御案内のとおり平成28年10月から約2年間稼働していない状況が続いております。昨年の議会報告会でも撤去したほうがいいのか、景観上よくないのではないかと市民の声がありましたことも承知いたしておりますので、市民の皆様にご不安を与えることのないよう早急な撤去を進めてまいりたいと存じます。

なお、場所を変えての新設は考えられないかとの御意見につきましては、電光表示板によるPR等は一定の効果もありますことから、貴重な御意見として今後の検討課題とさせていただきます。今後も情報発信課を中心に全庁挙げて、より効果的・効率的な情報発信に努めてまいります。よろしくお願いたします。

○議長（松村 学君） 10番、橋本議員。

○10番（橋本龍太郎君） 御答弁ありがとうございました。

消防庁舎の電光掲示板については、早急な対応ぜひともよろしくお願いいたします。

私は、情報発信や広報に対する予算は決して無駄な経費だとは思いません。情報発信により先ほども御紹介ありましたとおり、現在さまざまな手法を取り組む、そのような予定があると思いますし、今後の防府市がさらに発信力が強くなることを望んでいるところでございます。

ただ一つ、忘れていただいていたほしくないのは、やはり情報は早く、わかりやすく、効果的に、この三原則だけは忘れずに施策の施行をお願いするところでございます。

また、池田市長におかれましては、私は日本一変わった市長を目指すと先ほども申されましたが、この紙面を私も拝見させていただきました。その変わった市長が動くことで防府市の旗印というよりは、むしろ防府市の旗頭としての役割で、今後も防府市のトップセールスに動かれることを期待するところでございます。

何度も申しますが、全てはこれからの都市間競争を生き抜くために、防府市民が防府市に住んでよかったと思われるために、防府市に住んでない人たちが防府市に住んでみたい、そのように思われるためにこれからもさまざまな要望・提案をさせていただきますので、どうかよろしく願いいたします。

以上で、質問を終わります。

○議長（松村 学君） 以上で、10番、橋本議員の質問を終わります。

○議長（松村 学君） これをもちまして、通告のありました一般質問は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

次の本会議は、10月1日午前10時から開催いたします。その間、各委員会におかれましては、よろしく御審査のほどお願いいたします。

なお、お疲れのところ大変申しわけございませんが、午後2時20分から議会運営委員会を開催いたしますので、関係の方々には第1委員会室に御参集ください。

お疲れさまでした。

午後2時 7分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年9月11日

防府市議会議長 松村 学

防府市議会議員 山本 久江

防府市議会議員 高砂 朋子

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年9月11日

防府市議会議長

防府市議会議員

防府市議会議員